### 令和 6 年度

## 業務仕様書

委託業務名: R 6 企工 特定建築物等定期点検業務

徳島県企業局

### 定期点検仕様書

#### 1. 委託内容

- (1) 本業務は、別紙1の建築物、建築設備及び防火設備について建築基準法第12条第2項及び第4項で 定める定期点検業務を委託する。
- (2) 本業務は、下表により行う。

○ 1 予備調査 ・対象建築物の下見 ・対象建築物の下見 ・資料収集(竣工図等、従前の定期点検票) ・建物履歴調査(建物履歴等(ヒアリング)票による) ・定期点検調査計画図の作成				
	0 2		定期点検(現地調査)	
Ī	$\bigcirc$	3	定期点検結果の判定及び報告	

- (3) 本業務開始に当たっては、工程表を提出し、係員と協議のうえ行うこと。
- (4) 業務予定期間: 契約書による。

#### 2. 点検業務の進め方

本業務は、次の事項(1)~(3)に基づき点検・報告を行うものとし、別紙2~4に示された調査(検査)項目、調査(検査)事項、調査(検査)方法及び判断基準によるものとする。

その他の点検項目、点検事項については、(財)日本建築防災協会発行の「特定建築物定期調査業務基準 (2021年改訂版)」、(財)日本建築設備・昇降機センター発行の「建築設備定期検査業務基準書 2023年版」を参考とすること。

#### (1) 予備調査

- ① 現地下見:現地に赴き調査対象建物の立地環境・規模等を観察し概略の情報を得る。
- ② 資料収集:調査対象建物の設計図書等定期点検に必要な資料の有無について確認する。
- ③ 建物履歴調査:建物管理者からヒアリングを行い建物履歴等(ヒアリング)票(様式3)を作成する。
- ④ 定期点検調査計画図の作成:配置図及び各階平面図を縮小し点検結果図(別添1様式)に貼付けることにより作成する。

#### (2) 定期点檢(現地調查)

- ① 現地調査により別紙2~4に従い定期点検調査計画図に不具合箇所、状況、写真撮影箇所等を記載する。
- ② 不具合箇所は写真撮影し、別添 2様式に貼り付ける。(建築設備についても同様式による。)
- ③ 外壁の外装仕上げ材等のうちタイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く。)、モルタル等の劣化及び損傷により、「歩行者等に危害を加えるおそれのある部分」がないか点検し、ある場合は発注者にその旨報告すること。
- (3) 定期点検結果の判定及び報告
  - ① 不具合箇所等を記載した定期点検調査計画図を整理し、点検結果図(別添1様式)を作成する。
  - ② 点検結果表(様式2)に別紙2~4に該当する調査(検査)項目、調査(検査)事項について、点検 結果を整理・記載する。

#### 3. 定期点検実施要領

- (1) 定期点検の方針
  - ① 現地調査にあたっては、劣化・損傷、防火・避難及び構造安全に関する事項に重点を置いて点検を実施すること。 (建築基準法適合・不適合の判断は必要ない。)
  - ② 本定期点検では基本的に足場の設置、精密検査等の特別な設備による点検は想定していないため、点検が不能又は不十分な場合は、別途精密検査等の提案をすること。

#### (2) 点検資格者

- ① 建築物の点検(建築基準法第12条第2項、建築基準法施行規則第6条の5第1項) 1級建築士若しくは2級建築士または建築物調査員資格者証の交付を受けている者
- ② 建築設備等の点検(建築基準法第12条第4項、建築基準法施行規則第6条の5第2項) 1級建築士若しくは2級建築士または建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者

#### (3) 点検に係る留意事項

- ① 高所等で足場等の仮設無しに近接できない場合は、双眼鏡等により可能な範囲で点検を行う。タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く。)モルタル等、外壁の外装仕上げ材等である場合は発注者に「歩行者等に危害を加えるおそれのある部分」を報告するとともに、可能な限り打診による点検を行い危険度を判定すること。
- ② 傾斜のある屋根面についても適当な場所から双眼鏡等により点検を行う。
- ③ 防火扉及び防火シャッターについては、1年以内に実施した点検の記録により、作動点検を確認する。 作動点検ができていない場合には、作動確認を行うことを基本とするが、施設の利用状況等により作動 確認できない場合は対策等欄に「作業点検の実施必要」と記載する。
- ④ 建築設備(別紙3)の作動点検が必要なものについて、他の法令の規定による点検記録や専門業者による検査記録などが本業務の点検内容及び周期と適合するものについては、その内容について点検資格者が適正であることを確認したうえ、その点検項目を読み替えることができる。

#### 4. その他

- (1) 係員との連絡を密にし、疑義があれば指示を受けた後に作業にかかること。
- (2) 受託者は、委託業務により知り得た事項について、秘密を守り他に漏らさないこと。
- (3) 前回点検報告書について、貸与可。

#### 5. 定期点検結果の報告

- (1) 定期点検終了後以下の書類及び電子データを提出すること。(書類及び電子データとも正副各一部)
  - ① 定期点検結果報告書(様式1)
  - ② 点検結果表(様式2)
  - ③ 点検結果図(別添1様式)
  - ④ 関係写真(別添2様式)
  - ⑤ 建物履歴等(ヒアリング)票(様式3)
  - ⑥ 定期点検仕様書
  - ⑦ 定期点検者の資格を証するものの写し

### 施設名称、敷地位置及び建物概要

-		1	1
施設名称	藍場町地下駐車場	用 途	自動車車庫
敷地位置	徳島市藍場町1丁目	敷地面積	14, 245 m²
建物名称	構造・規模	外装仕上げ材等の全面打診の必要性	備考
1 第1駐車場	鉄筋コンクリート造、地上1階地下1階 建て 延べ床面積 3,637.87㎡		
2 第2駐車場	鉄筋コンクリート造、地上2階地下1階 建て 延べ床面積 7,362.22㎡		
施設名称	総合管理推進センター	用 途	庁舎(事務所)
敷 地 位 置	徳島市新蔵町1丁目	敷地面積	1, 228 m²
建物名称	構造・規模	外装仕上げ材等の全面打診の必要性	備考
総合管理推進 1 センター	鉄筋コンクリート造、地上5階地下1階 建て 延べ床面積 3,550.69㎡		
施設名称	徳島公舎	用 途	共同住宅
敷 地 位 置	徳島市昭和町6丁目	敷地面積	525 m²
建物名称	構造・規模	外装仕上げ材等の全面打診の必要性	備考
1 徳島公舎	鉄筋コンクリート造、地上3階建て 延べ床面積 243.33㎡		
施設名称	川口寮(旧)	用 途	寄宿舎
敷 地 位 置	那賀郡那賀町大久保	敷地面積	1, 381 m²
建物名称	構造 • 規 模	外装仕上げ材等の全面打診の必要性	備考
1 川口寮(旧)	鉄筋コンクリート造、地上3階建て 延べ床面積 983.85㎡		
施設名称	川口ダム管理所	用 途	庁舎・博物館
敷 地 位 置	那賀郡那賀町吉野	敷地面積	733 m²
建物名称	構造・規模	外装仕上げ材等の全面打診の必要性	備考
1 川口ダム管理所	鉄筋コンクリート造、地上4階建て 延べ床面積 857.46㎡		川口ダム自然エネ ルギーミュージア ムを含む。
施設名称	日野谷発電所中央倉庫	用 途	倉庫
敷 地 位 置	那賀郡那賀町日浦	敷地面積	500 m²
建物名称	構造・規模	外装仕上げ材等の全面打診の必要性	備考
1 中央倉庫	鉄骨造、地上2階建て 延べ床面積 332.80㎡		
施 設 名 称	長安口ダム資料館	用 途	博物館
敷 地 位 置	那賀郡那賀町長安	敷地面積	1, 095 m²
建物名称	構造・規模	外装仕上げ材等の全面打診の必要性	備考
1 長安口ダム資料館	木造、平屋建て 延べ床面積 196.52㎡		
施 設 名 称	吉野川北岸工業用水道浄水場西防災倉庫	用 途	倉庫
敷 地 位 置	板野郡松茂町長岸	敷地面積	35, 860 m²
建物名称	構造・規模	外装仕上げ材等の全面打診の必要性	備考
1 西防災倉庫	鉄骨造、地上2階建て 延べ床面積 256.83㎡		

# 位置図





出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

# 位置図





出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して

# 位置図



出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成 ○建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の 判定基準並びに調査結果表を定める件

平成二十年三月十日

国土交通省告示第二百八十二号

改正 平成二〇年 三月三一日国土交通省告示第 四一四号 同 二六年一一月 七日同 同 二七年 二月二三日同 第 二五八号 同 二八年 四月二五日同 第 七〇三号 同 三〇年 九月一二日同 第一○九八号 令和 元年 六月二一日同 第 二〇〇号 二年 四月 一日同 同 第 五〇八号 同 三年 二月二六日同 第 一二六号 四年 一月一八日同 同 第 一一〇号 第 二〇七号 五年 三月二〇日同 同

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第五条第二項及び第三項の規定に 基づき、この告示を制定する。

建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。)第五条第二項及び第三項並びに第五条の二第一項の規定に基づき、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第十二条第一項に規定する調査及び同条第二項に規定する点検(以下「定期調査等」という。)の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を次のように定める。

- 第一 定期調査等は、施行規則第五条第二項及び第五条の二第一項の規定に基づき、次の各号に掲げる別表第一又は別表第二の(い)欄に掲げる項目(ただし、法第十二条第二項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。)に応じ、同表(ろ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(は)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。
  - 一 法第十二条第一項又は第二項に規定する建築物(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。)第十四条の二第二号に規定する建築物のうち階数が四以下又は延べ面積が千平方メートル以下の国家機関の建築物以外のもの(以下「小規模民間事務所等」という。)を除く。) 別表第一
  - 二 小規模民間事務所等 別表第二
- 第二 特定行政庁は、第一に規定する定期調査等の項目、方法及び結果の判定基準について、 規則で、必要な項目、方法又は結果の判定基準を付加することができる。
- 第三 第一の規定にかかわらず、特定行政庁は、安全上、防火上又は衛生上支障がないと認める場合においては、法第十二条第一項の規定により特定行政庁が指定する特定建築物(同項に規定する国等の建築物を除く。)又は同条第二項に規定する特定建築物(法第六条第一項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして法第十二条第一項の政令で定めるものを除く。以下「国等の特定建築物」という。)について、規則で、第一に規定する定期調査等の項目の一部を適用しないことができる。この場合において、国等の特定建築物について規則を定めようとするときは、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。
- 第四 調査結果表は、施行規則第五条第三項の規定に基づき、次の各号に掲げる建築物の種類に応じ当該各号に定めるとおりとする。
  - 一 法第十二条第一項又は第二項に規定する建築物(小規模民間事務所等を除く。) 別 記第一号
  - 二 小規模民間事務所等 別記第二号

附則

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二○年三月三一日国土交通省告示第四一四号)

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年一一月七日国土交通省告示第一○七三号)

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年二月二三日国土交通省告示第二五八号)

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

附 則 (平成二八年四月二五日国土交通省告示第七○三号)

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年九月一二日国土交通省告示第一〇九八号)

この告示は、建築基準法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の 日(平成三十年九月二十五日)から施行する。

附 則 (令和元年六月二一日国土交通省告示第二〇〇号)

この告示は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日(令和元年六月二十五日)から施行する。

附 則 (令和二年四月一日国土交通省告示第五〇八号)

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

附 則 (令和三年二月二六日国土交通省告示第一二六号)

この告示は、令和四年一月一日から施行する。

附 則 (令和四年一月一八日国土交通省告示第一一○号)

この告示は、令和四年四月一日から施行する。ただし、別表の五の項の改正規定は、令和 五年一月一日から施行する。

附 則 (令和五年三月二〇日国土交通省告示第二〇七号)

(施行期日)

1 この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行の日(令和五年四月一日) から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にある第四条及び第五条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

#### 別表第一

		(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準
_	()	地盤	地盤沈下等に	目視により確認する。	建築物周辺に陥没があ
敷			よる不陸、傾斜		り、安全性を著しく損
地			等の状況		ねていること。
及	()	敷地	敷地内の排水	目視により確認する。	排水管の詰まりによる
び			の状況		汚水の溢れ等により衛
地					生上問題があること。
盤	$(\equiv)$	令第百二十八条	敷地内の通路	目視により確認する。	敷地内の通路が確保さ
		に規定する通路	の確保の状況		れていないこと。
	(四)	(以下「敷地内	有効幅員の確	設計図書等により確認	敷地内の通路の有効幅
		の通路」とい	保の状況	し又は鋼製巻尺等によ	員が不足しているこ
		う。)		り測定する。	と。
	(五)		敷地内の通路	目視により確認する。	敷地内の通路に支障物
			の支障物の状		があること。
			況		

		(六)		は補強コンク	し又は鋼製巻尺等によ	令第六十一条又は令第 六十二条の八の規定に
				リートブロッ ク造の塀等の 耐震対策の状	-	適合しないこと。
		(14)		況		
		(七)		は補強コンク		又は傾斜が生じている
				リートブロッ ク造の塀等の		こと。
				劣化及び損傷 の状況		
	ľ	(八)	擁壁	擁壁の劣化及	必要に応じて双眼鏡等	著しい傾斜若しくはひ
						び割れがあること又は
					, _ ,	目地部より土砂が流出 していること。
	ľ	(九)		擁壁の水抜き	必要に応じて双眼鏡等	水抜きパイプに詰まり
					を使用し目視により確	=
				· ·	認するとともに、手の	
					届く範囲は必要に応じ て鉄筋棒等を挿入し確	
					て欧朋怪寺を押八し唯 認する。	
_		()				<u>地盤沈下に伴う著しい</u>
	建			の状況	合等により確認する。	ひび割れがあること又
	築					は建具開閉等に支障が
	物	( <del></del> )		## 0 12 11 . 7		あること。
	の 外	()		基礎の务化及 び損傷の状況		礎石にずれがあること 又はコンクリート面に
	部			い対象の状況		<b>鉄筋露出若しくは著し</b>
	. ,					いひび割れ、欠損等が
						あること。
		$(\equiv)$				土台にたわみ、傾斜等
			る。)	の状況	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	があること又は建具開
	ŀ	(四)		上台の少化及	目視及び手の届く範囲	閉に支障があること。 ***な変しい度振り場
		(四)			った及い子の油、配西 をテストハンマーによ	
						こと又は緊結金物に著
					る。	しい錆、腐食等がある
			_			こと。
		(五)			設計図書等により確認	
				外壁の開口部 で延焼のおそ	· =	十五条又は法第六十一 条の規定に適合しない
				て延焼のおてれのある部分		未の尻足に直立しなりこと。
				の防火対策の		0
				状況		
	Ì	(六)				木材に著しい腐朽、損
				体の劣化及び	を使用し目視により確	傷若しくは虫害がある

1 1 1	損傷の状況 認する。	こと又は緊結金物に著
		しい錆、腐食等がある
		こと。
(七)	組積造の外壁必要に応	なじて双眼鏡等れんが、石等に割れ、ず
		レ目視により確 <mark>れ等があること。</mark>
	び損傷の状況を認する。	
(八)		こじて双眼鏡等 目地モルタルに著しい
		し目視により確欠落があること又はブ
	造の外壁躯体認する。	
	の劣化及び損	あること。
	傷の状況	
(九)		こじて双眼鏡等鋼材に著しい錆、腐食
		ン目視により確 <mark>等があること。                                    </mark>
	び損傷の状況認する。	A NO A THE Advisor And Advisor
(十)		なじて双眼鏡等コンクリート面に鉄筋
		」目視により確露出又は著しい白華、
	骨鉄筋コンク認する。	ひび割れ、欠損等があ
	リート造の外 壁躯体の劣化	ること。
	医躯体の劣化及び損傷の状	
	次の領房の代 況	
( +		3、水平打継部、外壁タイル等に剥落等
		いる。これではいる。ことでは著しい
		テストハンマ白華、ひび割れ、浮き等
		5打診等(無人があること。
	ル等の劣化及航空機に	
	び損傷の状況をであっ	
	ンマーに	こよる打診と同
	等以上の	)精度を有する
	ものを含	合む。以下この
	項におい	って同じ。) によ
	り確認し	/、その他の部
	分は必要	<b>厚に応じて双眼</b>
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	<b>芝用し目視によ</b>
		ン、異常が認め
		場合にあって
		打診等(落下に
		行者等に危害を
		らそれのある部
		面的な打診等を
		人下この項にお
		(。) により確認
	I	だし、竣工後、
		を後又は全面打
		<b>長施した後十年</b>
		最初に実施す
		査等にあって

		1 1		は、全面打診等により	
				確認する(三年以内に	
				実施された全面打診等	
				の結果を確認する場合	
				合、三年以内に外壁改 修等が行われることが	
				確実である場合又は別	
				途歩行者等の安全を確	
				保するための対策を講	
				じている場合を除	
	_		# + T	(。)。 () () () () () () () () () () () () () (	マトマド中山
( -	+			必要に応じて双眼鏡等 を使用し目視により確	ひび割れ、欠損等があ
			のダイル、 <sub>石</sub> 貼 り等の劣化及		.⊘
			び損傷の状況	μυ· / <b>3</b> 0	
	+			必要に応じて双眼鏡等	パネル面又は取合い部
三)			(帳壁を含		が著しい錆等により変
			む。)の劣化及	認する。	形していること。
	_		び損傷の状況	ツ亜によいマ和明弦体	錆汁を伴ったひび割
四)	+			- ,	蜻 汁 を 伴 つ に ひ ひ 割 れ、欠損等があること。
			を含む。)の劣		A C 人頂 サルめつっこ。
			化及び損傷の	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
			状況		
	+	i i			サッシ等の腐食又はネ
五.)					ジ等の緩みにより変形
			-	認し又は開閉により確 認する。	していること。
( -	<del>-</del>				昭和四十六年建設省告
六)	`		ガラスの固定		示第百九号第三第四号
			の状況		の規定に適合していな
					いこと。
	+				機器本体に著しい錆又
七)		紫結された広		を使用し目視により確 認する。	は腐食かめること。
( -	<u> </u>				支持部分に緊結不良が
八)	'				あること又は緊結金物
					に著しい錆、腐食等が
				をテストハンマーによ	
				る打診等により確認す	
<u>=</u> (—	) 屋上面		長上面の少ル	<u>る。</u> 目視により確認する。	歩行上危険なひび割れ
			産工画の务化 及び損傷の状		グ11工心険ないい割れ 若しくは反りがあるこ
上			況		と又は伸縮目地材が欠
及					落し植物が繁茂してい
び					ること。
屋 (二	) 屋上回り	0(屋上	バラペットの	目視及びテストハンマ	モルタル等の仕上げ材

根		面を除く。)	立ち上り面の	- による打診等により	に著しい白華、ひび割
			劣化及び損傷		れ等があること又はパ
			の状況		ネルが破損しているこ
					と。
	$(\equiv)$				・モルタル面に著しいひ
					び割れ、欠損等がある
	()		損傷の状況		こと。
	(四)				笠木に著しい錆若しく
					は腐食があること又は
			<b>4人</b> 化	確認する。	笠木接合部に緩みがあり部分的に変形してい
					ること。
	(五)		排水潴(ドレー	目視及びテストハンマ	排水溝のモルタルに著
	(111)			-	しいひび割れ、浮き等
			劣化及び損傷		があること。
			の状況		-
	(六)	屋根	屋根の防火対	設計図書等により確認	防火地域又は準防火地
			策の状況	する。	域内の建築物の屋根に
					あっては法第六十二条
					の規定に適合しないこ
					と又は法第二十二条の
					規定に基づき特定行政
					庁が防火地域及び準防 火地域以外の市街地に
					グ地域以外の市街地に ついて指定する区域内
					の建築物の屋根にあっ
					ては同条の規定に適合
					しないこと。
	(七)		屋根の劣化及	必要に応じて双眼鏡等	屋根ふき材に割れがあ
			び損傷の状況	を使用し目視により確	ること又は緊結金物に
				認し又はテストハンマ	著しい腐食等があるこ
				ーによる打診等により	と。
				確認する。	
	(八)				機器若しくは工作物本
					体又はこれらと屋上及
		広告塔等)	の劣化及び損	確認する。	び屋根との接合部に著
			傷の状況		しい錆、腐食等があること。
	(九)		古は郊公笠の	日相及びテフトハンマ	ここ。 · 支持部分に緊結不良若
	()4)				しくは緊結金物に著し
				確認する。	い腐食等又はコンクリ
			~> \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		ート基礎等に著しいひ
					び割れ、欠損等がある
					こと。
四	()	防 火 区令第百-	十二条第十一項	設計図書等により確認	令第百十二条第十一項
建			<b>十三項までに規</b>	する。	から第十三項までの規
築		定する区	区画の状況		定に適合しないこと。

и. <b>С.</b> .		1 1			ı	しょい へがアーエー
物						ただし、令第百二十九
の						条の二第一項の規定が
内						適用され、かつ全館避
部						難安全性能に影響を及
						ぼす修繕や模様替え等
						(以下「修繕等」とい
						う。) が行われていない
						場合を除く。
	()		令第百-	十二条第一項、	設計図書等により確認	令第百十二条第一項、
	, ,			第五項又は第		第四項、第五項又は第
				う第十項までの		七項から第十項まで
				見定する区画の		(令第百二十九条の二
			出"烈"(C)。 状況			第一項の規定が適用さ
			1/\{\frac{1}{1}\L			れ、かつ全館避難安全
						性能に影響を及ぼす修
						繕等が行われていない
						場合にあっては、第七
						項を除く。) の規定に適
						合しないこと。
	$(\equiv)$					令第百十二条第十八項
			に規定す	トる区画の状況	する。	の規定に適合しないこ
						と。ただし、令第百二十
						九条の二第一項の規定
						が適用され、かつ全館
						避難安全性能に影響を
						及ぼす修繕等が行われ
						ていない場合を除く。
•	(四)		防火区	会第百十二条	設計図書等により確認	令第百十二条第十六項
	\— <i>'</i>			第十六項に規		又は第十七項の規定に
				定する外壁等	· =	適合しないこと。
				及び同条第十		
				七項に規定す		
				る防火設備の		
				処置の状況		
	(エ)				ロガストのか知より	人姓工!一夕姓!土西
	(五)				目視により確認する。	令第百十二条第十六項
				第十六項に規		に規定する外壁等、同
				定する外壁等		条第十七項に規定する
				及び同条第十		防火設備に損傷がある
				七項に規定す		こと。
				る防火設備の		
				劣化及び損傷		
				の状況		
		壁の室				木材に著しい腐朽、損
		内に面		内に面する部	を使用し目視により確	傷若しくは虫害がある
		する部		分の躯体の劣	認する。	こと又は緊結金物に著
		分		化及び損傷の		しい錆、腐食等がある
				状況		こと。
		'	l			

(七)	組積造の壁の必要に応じて双眼鏡等れんが、石等に割れ、ず
	室内に面するを使用し目視により確れ等があること。
	部分の躯体の認する。
	劣化及び損傷
	の状況
(八)	補強コンクリ必要に応じて双眼鏡等目地モルタルに著しい
	ートブロックを使用し目視により確欠落があること又はブ
	造の壁の室内認する。ロック積みに変位があ
	に面する部分
	の躯体の劣化
	及び損傷の状
	況
(九)	鉄骨造の壁の必要に応じて双眼鏡等鋼材に著しい錆、腐食
(/4/	室内に面するを使用し目視により確等があること。
	部分の躯体の認する。
	劣化及び損傷
	の状況
(十)	鉄筋コンクリ必要に応じて双眼鏡等コンクリート面に鉄筋
	ート造及び鉄を使用し目視により確露出又は著しい白華、
	骨鉄筋コンク認する。  しび割れ、欠損等があ
	リート造の壁ること。
	の室内に面す
	る部分の躯体
	の劣化及び損
	傷の状況
( +	耐火構準耐火性能等設計図書等により確認次の各号のいずれかに
<u> </u>	造の壁の確保の状況 する。 該当すること。
	又は準 (一) 令第百十二条
	耐火構第一項、第四項から
	造の壁第六項まで又は第十
	(防火 ) 八項(令第百二十九
	区画を 条の二第一項の規定
	構成すが適用され、かつ、全
	る壁に 館避難安全性能に影
	限る。) 響を及ぼす修繕等が
	行われていない場合
	にあっては、第十八
	項を除く。)の規定に
	よる防火区画 一時
	間準耐火基準に適合
	しないこと。
	(二) 令第百十二条
	第七項又は第十項
	(令第百二十九条の
	難安全性能に影響を
	7,507, 21,21,617,79,610

Ī	Ī		1 1	İ	1	T.ボー佐学なぶ行も
						及ぼす修繕等が行わ
						れていない場合にあ
						っては、第七項を除
						く。) の規定による防
						火区画 令第百七条
						の規定に適合しない
						こと。
						-
						(三) 令第百十二条
						第十一項から第十三
						項まで又は第十六項
						(令第百二十九条の
						二第一項の規定が適
						用され、かつ、全館避
						難安全性能に影響を
						及ぼす修繕等が行わ
						れていない場合にあ
						っては、第十一項か
						ら第十三項までを除
						く。) の規定による防
						火区画 令第百七条
						の二の規定に適合し
						ないこと。
	( +			立たかかルルル	目視により確認する。	各部材及び接合部に穴
	<u>-</u> '					
	<u></u>			び損傷の状況		又は破損があること。
	(十					耐火被覆の剥がれ等に
	三)			覆の劣化及び	し、修繕等が行われ、か	より鉄骨が露出してい
				損傷の状況	つ、点検口等がある場	ること。
					合にあっては、点検口	
					等から目視により確認	
					する。	
	( +					令第百十二条第二十項
	四)					
						若しくは第二十一項又
						は令第百二十九条の二
						の四の規定に適合しな
				等の処理の状	等から目視により確認	いこと。
				況	する。	
	( +		令第百	令第百十四条	設計図書等により確認	令第百十四条の規定に
	五.)		十四条	に規定する界	し、法第十二条第一項	適合しないこと。
	,				の規定に基づく調査以	· · ·
					後に法第六条第一項の	
			壁、間仕		規定に基づく確認を要	
			切壁及		しない規模の修繕等が	
			び隔壁		行われ、かつ、点検口等	
					がある場合にあって	
					は、点検口等から目視	
					により確認する。	
	( +		令第百	室内に面する	設計図書等により確認	令第百二十八条の五
1		<u> </u>		1 / 9		

六)	二条各規る物のにるの仕上におり、一次ののでは、一次では、一次のでは、一次のでは、一次では、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次の		(第れ性繕場第れ能等合の用安すな第及外定等項かにが、項か影行は第れ性繕場項階規配等のつ影行令のつ響わ第項がにがに対して、能等合のの影行を引動とでは、項が影行は第れ性繕場項階とれる。との用安すな九用全修い九が避及て二が難ぼい十適安すな十定館をれて第部)との用安すな九用全修い九が避及ては七分のとの用安すな人名と性繕場条適難ぼい、項以規六さ全修い条さ性繕場条適難ぼい、項以規
( 十床 七) ( 十 八) ( 十 九)	の劣化及び抗傷の状況 鉄骨造の床射体の外状況 鉄筒の状況 鉄筋コンクリート造及び銀	図目視により確認する。 が り目視により確認する。 失	木材に著しい腐朽、損 傷若しくは虫害がある こと又は緊結金物に著 しい錆、腐食等がある こと。 鋼材に著しい錆、腐食 等があること。 コンクリート面に鉄筋 露出又は著しい白華、
( <del>_</del> +)	一番造又耐造(区構る限制を作用のののでは火の防画成床のでは火の防画成床の防画成床の防画成床る。)	ま と 学設計図書等により確認	ひる 次でる ( 第 大東

1						項を除く。) の規定に
						よる防火区画 一時
						間準耐火基準に適合
						しないこと。
						(二) 令第百十二条
						第七項又は第十項
						(令第百二十九条の
						二第一項の規定が適
						用され、かつ、全館避
						難安全性能に影響を
						及ぼす修繕等が行わ
						れていない場合にあ
						っては、第七項を除
						く。)の規定による防
						火区画 令第百七条
						の規定に適合しない
						こと。
						(三) 令第百十二条
						第十一項から第十三
						項まで又は第十六項
						(令第百二十九条の
						二第一項の規定が適
						用され、かつ、全館避
						難安全性能に影響を
						及ぼす修繕等が行わ
						れていない場合にあ
						っては、第十一項か
						ら第十三項までを除
						く。) の規定による防
						火区画 令第百七条
						の二の規定に適合し
						ないこと。
	(			部材の劣化及	目視により確認する。	各部材又は接合部に穴
	+)			び損傷の状況		又は破損があること。
	(			給水管、配電管	設計図書等により確認	令第百十二条第二十項
	十二)			その他の管又	し、修繕等が行われ、か	若しくは第二十一項又
				は風道の区画	つ、点検口等がある場	は令第百二十九条の二
				貫通部の充填	合にあっては点検口等	の四の規定に適合しな
				等の処理の状	から目視により確認す	いこと。
				況	る。	
	(	天井	令第百	室内に面する	設計図書等により確認	令第百二十八条の五
	十三)			部分の仕上げ	する。	(令第百二十八条の六
				の維持保全の		第一項の規定が適用さ
			各項に	状況		れ、かつ区画避難安全
			規定す			性能に影響を及ぼす修
			る建築			繕等が行われていない
			物の天			場合、令第百二十九条
I			井の室			第一項の規定が適用さ

内に面する部分			れ、かつ階避難をとととなるというでは、ないのででである。というでは、これでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないののでは、ないのののでは、ないののののののでは、では、ないのののののでは、では、では、ないののののののでは、できないののでは、できないののでは、できないののでは、できないのでは、できないののでは、できないのでは、できないのでは、できないのでは、できないのでは、できないできない。これでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、
(二十四)	部分の仕上げ の劣化及び損	を使用し目視により確 認し又はテストハンマ	定に適合しないこと。 室内に面する部分の仕 上げに浮き、たわみ等 の劣化若しくは損傷が あること又は剥落等が
十五) 井	特定天井の天 井材の劣化及 び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等 を使用し目視により確 認する。	あること。 天井材に腐食、緩み、外れ、欠損、たわみ等があること。 令第百十二条第十九項
ターその他これ らに類するもの	は戸の設置の 状況 居室から地上	目視及び設計図書等に	の規定に適合しないこと。 令第百十二条第十九項 の規定に適合しないこ
	る廊下、階段その の世されては でいるでは でおける でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でい		ک. ک
(三十八)	建二三号を出る。第十三号の本語の主題ののでは、またのでは、またのでは、またのでは、またののでは、またののでは、またのではでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのではでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、ま	る防火扉又は戸(以下	

		以内に実施した点検の 記録がある場合にあっ ては、当該記録により	
		では、ヨロ記録により 確認することで足り る。	
(二十九)	防火扉又は戸 の開放方向	目視により確認する。	令第百二十三条第一項 第六号、第二項第二号 又は第三項第十号(令 第百二十九条第一項の
			規定が適用され、かつ 階避難安全性能に影響 を及ぼす修繕等が行わ れていない場合にあっ ては、第三項第十号(屋
			内からバルコニー又は 付室に通ずる出入口に 係る部分に限る。)を除 き、令第百二十九条の
			二第一項の規定が適用 され、かつ全館避難安 全性能に影響を及ぼす 修繕等が行われていな
			い場合にあっては、第 一項第六号、第二項第 二号及び第三項第十号 を除く。)の規定に適合
( <del>=</del> +)	常時閉鎖又は 作動した防火設 にあるは戸(以下 備又はア 「常閉防火設		しないこと。 常閉防火設備等の変形 又は損傷により遮炎性 能又は遮煙性能(令第 百十二条第十九項第二 号に規定する特定防火
	備等」という。) の本体と枠の 劣化及び損傷 の状況		設備又は常閉防火設備 等に限る。) に支障があ ること。
十一)	等の閉鎖又は 作動の状況	設備等の閉鎖又は作動 を確認する。ただし、三 年以内に実施した点検 の記録がある場合にあ っては、当該記録によ	
( 三 十二)	常閉防火設備 等の閉鎖又は 作動の障害と		物品が放置されている ことにより常閉防火設 備等の閉鎖又は作動に

	なる物品の放 置の状況		支障があること。
		目視により確認する。	   常閉防火扉等が開放状
			市団の代扉寺が開放仏 態に固定されているこ
	の固定の状況		形に 回 た さ れ くい る こ と。
( = 昭明器具 縣垂	昭明器具 縣垂		-
		を使用し目視により確	
		認し又は触診により確	
		認する。	<u> </u>
( =			防火設備又は戸の閉鎖
十五.)	戸の閉鎖の障		に支障があること。
	害となる照明		
	器具、懸垂物等		
	の状況		
	V	目視及び設計図書等に	令第百十条の五の規定
十六)		より確認する。ただし、	
		六月以内に実施した消	
		防法(昭和二十三年法	
		律第百八十六号)第十	
		七条の三の三の規定に	
		基づく点検(以下「消防	
		法に基づく点検」とい	
		う。) の記録がある場合	
		にあっては、当該記録	
		により確認することで	
		足りる。	
( =		目視により確認する。	警報設備に著しい腐
		ただし、六月以内に実	
' ' ' I		施した消防法に基づく	
		点検の記録がある場合	=
		にあっては、当該記録	
		により確認することで	
		足りる。	
( 三居室の採光及び		設計図書等により確認	法第二十八条第一項又
		し又は鋼製巻尺等によ	
	の確保の状況	り測定する。	適合しないこと。
( =	採光の妨げと	目視により確認する。	採光の妨げとなる物品
十九)	なる物品の放		が放置されているこ
	置の状況		٤.
		設計図書等により確認	
		し又は鋼製巻尺等によ	
		り測定する。	第二十条の三の規定に
		- · · · ·	適合しないこと。
(四	換気設備の設	設計図書等により確認	
+-)		する。	しくは第三項、令第二
	- VVU	, 90	十条の二又は令第二十
			ー 未の二人は「第二 T 条の三の規定に適合し
			小ツーツが足に辿日し

			ないこと。
( 四	換気設備の作	各階の主要な換気設備	換気設備が作動しない
+=)	動の状況	の作動を確認する。た	こと。
		だし、三年以内に実施	
		した法第十二条第三項	
		の規定に基づく検査	
		(以下「定期検査」とい	
		う。) の記録がある場合	
		にあっては、当該記録	
		により確認することで	
		足りる。	
( 四	換気の妨げと	目視により確認する。	換気の妨げとなる物品
十三)	なる物品の放		が放置されているこ
	置の状況		と。
(四石綿等を添加)	し吹付け石綿及	設計図書、分析機関に	平成十八年国土交通省
十四) た建築材料	び吹付けロッ	よる分析結果、目視等	告示第千百七十二号名
	クウールでそ	により確認する。	号に定める石綿をあら
	の含有する石	•	かじめ添加した建築材
	綿の重量が当		料を使用しているこ
	該建築材料の		と。
	重量の○・一パ		
	ーセントを超	7	
	えるもの(以下		
	「吹付け石綿	i i	
	等」という。)		
	の使用の状況		
( 匹	吹付け石綿等	三年以内に実施した劣	表面の毛羽立ち、繊維
十五)	の劣化の状況	化状況調査の結果を確	のくずれ、たれ下がり、
		認する。	下地からの浮き、剥削
			等があること又は三年
			以内に劣化状況調査カ
			行われていないこと。
(四	除去又は囲い	必要に応じて双眼鏡等	次に掲げる各号の何れ
十六)		を使用し目視により確	
	封じ込めによ	i = -	(一) 増築若しくに
	る飛散防止措		改築を行った場合の
	置の実施の状		当該部分、増築若し
	況		くは改築に係る部分
			の床面積の合計が全
			第百三十七条に定め
			る基準時(以下「基準
			時」という。)におけ
			る延べ面積の二分の
			一を越える増築若し
			くは改築を行った場
			合の当該部分以外の
			部分又は大規模の値

			封じ込めによ る飛散防止措 置の劣化及び 損傷の状況 令第百二十条	を使用し目視により確認する。 設計図書等により確認する。	<ul> <li>にのけの若た外の模た外吹、込と散材化。</li> <li>にのけの若た外の模た外吹、込と散材化。</li> <li>はを部けて、築る計延をく合部繕模合部けじを</li> <li>はを部けて、築る計延をく合部繕模合部けじを</li> <li>はを部けて、築る計延をく合部繕模合部けじを</li> <li>はを部がべ越はの分若様の分石込し</li> <li>利裂損</li> <li>又第規階を表令のつ響をはないのこと</li> <li>(項か影響をはいるのではなどのではなどのである。)</li> </ul>
難	()	画路 下	する通路の確 保の状況	設計図書等により確認 し又は鋼製巻尺等によ り測定する。	九条第一項の階級との関係を表現のでは、一項の階級とのでは、一項の階級をおいるのでは、のでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、の

	物品の放置の 状況	目視により確認する。	繕等が行われていない 場合又は令第百二十九 条の二第一項の規定が 適用され、かつ全館避 難安全性能に影響を及 ぼす修繕等が行われて いない場合を除く。 避難の支障となる物品 が放置されているこ と。
	物品の放置の 状況	目視により確認する。	物品が放置されている ことにより扉等の開閉 に支障があること。
	屋上広場の確 保の状況	目視により確認する。	令第百二十六条の規定 に適合しないこと。
(七)避難上有効なバルコニー	避難上有効な バルコニーの 確保の状況	目視及び設計図書等に より確認する。	令第百二十一条の規定 に適合しないこと。
	化及び損傷の	目視及びテストハンマ ーによる打診等により 確認する。	著しい錆又は腐食があ ること。
(九)		目視により確認する。	避難に支障となる物品 が放置されているこ と。
	避難器具の操 作性の確保の		避難ハッチが開閉でき ないこと又は避難器具

		状況		が使用できないこと。
( 十階段	階段	直通階段の設	目視及び設計図書等に	令第百二十条、第百二
<u> </u>		置の状況	より確認する。	十一条又は第百二十二
				条(令第百二十九条第
				一項の規定が適用さ
				れ、かつ階避難安全性
				能に影響を及ぼす修繕
				等が行われていない場
				合又は令第百二十九条
				の二第一項の規定が適
				用され、かつ、全館避難
				安全性能に影響を及ぼ
				す修繕等が行われてい
				ない場合にあっては、
				令第百二十条を除く。)
				の規定に適合しないこ
				と。
( 1				
				令第二十三条、第二十 四名 R N 第二十
<u></u>		況		四条又は第百二十四条
			り測定する。	(令第百二十九条第一
				項の規定が適用され、
				かつ階避難安全性能に
				影響を及ぼす修繕等が
				行われていない場合に
				あっては令第百二十四
				条第一項第二号を除
				き、令第百二十九条の
				二第一項の規定が適用
				され、かつ全館避難安
				全性能に影響を及ぼす
				修繕等が行われていな
				い場合にあっては令第
				百二十四条第一項を除
				く。) の規定に適合しな
				いこと。
( +		手すりの設置	目視により確認する。	令第二十五条の規定に
三)		の状況		適合しないこと。
( +		物品の放置の	目視により確認する。	通行に支障となる物品
四)		状況		が放置されているこ
		7700		と。
( +			日相 軸診 設計図書祭	こ。 モルタル等の仕上げ材
五)			により確認する。	にひび割れがあるこ
11.)		状況	により単度的のタ ②。	と、鋼材に錆又は腐食
		1/\ {/\L		があること、木材に腐
				がめること、不材に腐 朽、損傷又は虫害があ
				ること、防水層に損傷
				があること等により安

	1	1	人工士陸ぶんぷっぷっ
			全上支障が生ずるおそ
			れがあること又は安全
			上支障が生じているこ
			と。
		目視及び設計図書等に	
	らの状況	より確認する。	(令第百二十九条の二
れた	辟		第一項の規定が適用さ
難階段	2		れ、かつ全館避難安全
			性能に影響を及ぼす修
			繕等が行われていない
			場合にあっては第一号
			及び第六号を除く。) $\sigma$
			規定に適合しないこ
			と。
(十屋外)	に屋内と階段と	目視及び設計図書等に	令第百二十三条第二項
	らの間の防火区		(第百二十九条の二第
,	壁画の確保の状		一項の規定が適用さ
難階段			れ、かつ全館避難安全
Λωι μ 12.			性能に影響を及ぼす修
			繕等が行われていない
			場合にあっては第二項
			第二号を除く。)の規定
			に適合しないこと。
( +	盟放性の確保	目視及び設計図書等に	
八	の状況		ること。
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		設計図書等により特別	
九)    難階段		設計図書寺により特別 避難階段の位置及びバ	
		ルコニー又は付室の構	
			かつ階避難安全性能に
	下単に「バルコ		
			影響を及ぼす修繕等が
i l	コーニュ しょいる コ		行われていわい担 <i>会に</i>
	ニー」という。)		
	又は付室 (以下		あっては第一号、第二
	又は付室 (以下 単に「付室」と		あっては第一号、第二 号、第十号(屋内からバ
	又は付室(以下 単に「付室」と いう。) の構造		あっては第一号、第二号、第十号 (屋内からバルコニー又は付室に通
	又は付室(以下 単に「付室」と いう。)の構造 及び面積の確		行われていない場合にあっては第一号、第二号、第十号(屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分
	又は付室(以下 単に「付室」と いう。) の構造		あっては第一号、第二号、第十号(屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る。)及び第十二号
	又は付室(以下 単に「付室」と いう。)の構造 及び面積の確		あっては第一号、第二号、第十号(屋内からバルコニー又は付室に通がる出入口に係る部分に限る。)及び第十二号を除き、令第百二十九
	又は付室(以下 単に「付室」と いう。)の構造 及び面積の確		あっては第一号、第二号、第十号(屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る。)及び第十二号を除き、令第百二十九条の二第一項の規定が
	又は付室(以下 単に「付室」と いう。)の構造 及び面積の確		あっては第一号、第二号、第十号(屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る。)及び第十二号を除き、令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避
	又は付室(以下 単に「付室」と いう。)の構造 及び面積の確		あっては第一号、第二 号、第十号(屋内からが ルコニー又は付を記 ずる出入口に係る部分 に限る。)及び第十二号 を除き、令第百二十九 をの二第一項の全館 難安全性能に影響を及
	又は付室(以下 単に「付室」と いう。)の構造 及び面積の確		あっては第一号、第二 号、第十号(屋内からが 足になけるに がる出入口に係るので に限る。)及び第十二号 を除き、令第のの を のこされ、 が 適用全性能に 影を と に と と に に の に の に の に の に の に の に の に
	又は付室(以下 単に「付室」と いう。)の構造 及び面積の確		あっては第一号、第二号、第十号(屋内を) 場十号(屋内からに) 屋内 は保 の は 保 の で は 保 の で の で の で の で の で の で の で の で と で を の で と で を を の で と で を を の で と で を を で が に が で と と で と で と で と で と で は い な い 場 合 に め って は い な い 場 合 に め って は い な い 場 合 に め って は い な い 場 合 に め って は い な い 場 合 に め って は い な い 場 合 に め って は い な い 場 合 に め って は い な い 場 合 に め って は い な い 場 合 に め って は い な い 場 合 に め い は い な い は い は
	又は付室(以下 単に「付室」と いう。)の構造 及び面積の確		あっては第一号、第二号、第十号(屋内号(屋内号)を十号(屋内とは第一日内では原子ではのでは、第二十分では、第二十分では、第二十分では、第二十分では、第二十分では、第一十分では、第一号が、第一号が、第一号が、第一号が、第二号が、第一号が、第二号が、第二号が、第二号が、第二号が、第二号が、第二号が、第二号が、第二
	又は付室(以下 単に「付室」と いう。)の構造 及び面積の確		あっては第一号、第二人は第一号(とは第一号(屋内号)を大力には第一号(屋内ではになる)を開始では、第二人のではは、第二人のではは、第二人のではは、第二人のはは、第二人のはは、第二人のはは、第二人のは
	又は付室(以下 単に「付室」と いう。)の構造 及び面積の確		あっては第一号(とは第一号、第二人では第一号(とは明明) を
	又は付室(以下 単に「付室」と いう。)の構造 及の状況		あっては第一号、第二号(屋付号(屋付号)(屋付号)(屋付号)(屋付」(屋付」(屋付」(屋付」(屋付」(屋付」(屋付」(屋)(屋)(屋)(屋)(屋)(屋)(屋)(屋)(屋)(屋)(屋)(屋)(屋)(

	+)		室(以下「付室	より確認する。	いないこと。
			等」という。)の排煙設備の		
-	(		設置の状況 付室等の排煙	各階の主要な排煙設備	排煙設備が作動しない
	+)			の作動を確認する。た だし、三年以内に実施	こと。
			, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	した定期検査の記録が	
				ある場合にあっては、 当該記録により確認す	
-	/ -		4. 字巻のり 戸	ることで足りる。	りたけよって明ノア
_	( <u></u> + <u></u> )		付室等の外気 に向かつて開	目視及び作動により確 認する。	外気に回かつて開くこ とができる窓が開閉し
			くことができ る窓の状況		ないこと又は物品によ り排煙に支障があるこ
					と。
	(二 十三)		物品の放置の 状況	目視により確認する。	バルコニー又は付室に 物品が放置されている
_	, ,				こと。
	(二 十四)			設計図書等により確認 する。	令第百二十六条の三の 規定に適合しないこ
	,,	, ,		, = 0	と。ただし、令第百二十
					八条の六第一項の規定 が適用され、かつ区画
					避難安全性能に影響を 及ぼす修繕等が行われ
					ていない場合、令第百
					二十九条第一項の規定 が適用され、かつ階避
					難安全性能に影響を及
					ぼす修繕等が行われて いない場合又は令第百
					二十九条の二第一項の 規定が適用され、かつ
					全館避難安全性能に影
					響を及ぼす修繕等が行 われていない場合を除
	/ -		ひ 国 時 の 心 ル		< ** *** **** ***** ***** ****** ******
	( <u>—</u> 十五)		防煙壁の多化 及び損傷の状		防煙壁にき裂、破損、変 形等があること。
	( -		况 可動式防煙辟	各階の主要な可動式防	可動式防煙膣が作動し
-	十六)			煙壁の作動を確認す	
				る。ただし、三年以内に 実施した定期検査の記	
				録がある場合にあって	
				は、当該記録により確	

			認することで足りる。	
(	排煙 設	排煙設備の設	目視及び設計図書等に	令第百二十六条の二の
十七)		置の状況	より確認する。	規定に適合しないこ
				と。ただし、令第百二十
				八条の六第一項の規定
				が適用され、かつ区画
				避難安全性能に影響を
				及ぼす修繕等が行われ
				ていない場合、令第百
				二十九条第一項の規定
				が適用され、かつ階避
				難安全性能に影響を及
				ぼす修繕等が行われて
				いない場合又は令第百
				二十九条の二第一項の
				規定が適用され、かつ
				全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行
				響を及は9個語等が17 われていない場合を除
				4746 C V 'なV'物日で  休
( -		排煙設備の作	 各階の主要な排煙設備	ヽ。 排煙設備が作動したい
十八)		動の状況	石盾の主要なが足段幅 の作動を確認する。た	
			だし、三年以内に実施	
			した定期検査の記録が	
			ある場合にあっては、	
			当該記録により確認す	
			ることで足りる。	
(		排煙口の維持	目視により確認すると	排煙口が開閉しないこ
十九)		保全の状況	ともに、開閉を確認す	と又は物品により排煙
			る。	に支障があること。
				令第百二十六条の六又
		口等の設置の	より確認する。	は第百二十六条の七の
等	口等	状況		規定に適合しないこ
		H. Mr. HH Mr	□ [□]	<b>と</b> 。
			目視により確認する。	物品が放置され進入に
+)		口等の維持保		支障があること。
( -		全の状況	目視及び設計図書等に	
十二)		アカローエル 条の十三の三		ア第日二十九条の十三 の三第三項の規定に適
		ポジーニジニ 第三項に規定	み ソ 4年的の タ の。	ツー第二気の殊足に過 合しないこと。
		ポーダに然た する乗降ロビ		D O A V C C o
		ー(以下単に		
		「乗降ロビー」		
		という。)の構		
		造及び面積の		
		確保の状況		
(三		昇降路又は乗	目視及び設計図書等に	排煙設備が設置されて
(三			目視及び設計図書等に	排煙設備が設置されて

	十三)			降ロビー (以下	より確認する。	いないこと。
				「乗降ロビー		
				等」という。)		
				の排煙設備の		
				設置の状況		
	(三			乗降ロビー等	各階の主要な排煙設備	排煙設備が作動しない
	十四)			の排煙設備の	の作動を確認する。た	こと。
				作動の状況	だし、三年以内に実施	
					した定期検査の記録が	
					ある場合にあっては、	
					当該記録により確認す	
					ることで足りる。	
	$(\Xi$			乗降ロビー等	目視により確認すると	外気に向かつて開くこ
	十五)					とができる窓が開閉し
				つて開くこと	- 0	ないこと又は物品によ
				ができる窓の		り排煙に支障があるこ
				状況		と。
	(三					乗降ロビーに物品が放
	十六)			状況		置されていること。
	$(\Xi$			,		非常用エレベーターが
	十七)				作動を確認する。ただ	
				の状況	し、三年以内に実施し	
					た定期検査の記録があ	
					る場合にあっては、当	
					該記録により確認する	
					ことで足りる。	
	( =					令第百二十六条の四の
	十八)				より確認する。	規定に適合しないこ
				状況		と。
	( =					非常用の照明装置が作
	十九)				照明装置の作動を確認	
				状況	する。ただし、三年以内	
					に実施した定期検査の	
					記録がある場合にあっ	
					ては、当該記録により	
					確認することで足り	
	/ m			四四の仕ばし	る。	四日のせばしみて帰口
	(四					照明の妨げとなる物品
	十)			なる物品の放 置の状況		が放置されているこ
六	()	ルキ・エボ・ナン			── 必要に応じて双眼鏡等	はない はない はない はない はない はない はんしょう しゅうしゅう しゅう
ハそ						腰体に破れ、雨水灯笛、 接合部の剥がれ等があ
ての		() () () () () () () () () () () () () (			を使用し日悦により催  認する。 ただし、三年以	
他			の展体、取付部		配する。たたし、三年以 内に実施した点検の記	
III			取刊品 材等		別に美麗した点機の記 録がある場合にあって	
			.l\1 <del>.1,</del>		は、当該記録により確	
					認することで足りる。	
1						l

1 1	( <u></u> )	1	1	<b></b>	必要に広じて双眼鏡等	膜張力又はケーブル張
	(—)					力が低下しているこ
					認する。ただし、三年以	
					内に実施した点検の記	4
					録がある場合にあって	
					は、当該記録により確	
					認することで足りる。	
	(三)				目視により確認すると	
					ともに、三年以内に実	
					施した点検の記録があ	
					る場合にあっては、当	
					該記録により確認す	
	/m)		装置	る。)	る。	しか無外のしまなもと
	(四)					上部構造の水平移動に
				動の状況		支障がある状態となっ ていること又は障害物
					旭した点候の記録がめる る場合にあっては、当	
					該記録により確認する	
					ことで足りる。	
	(五)	避雷設備	<u> </u> #	游電針 游電道		避雷針又は避雷導線が
	(114)	西田以			- ,	腐食、破損又は破断し
				び損傷の状況		ていること。
	(六)	煙突	建築物			煙突本体及び建築物と
	, ,					の接合部に著しいひび
			る煙突	合部の劣化及	認する。	割れ、肌分かれ等があ
				び損傷の状況		ること。
	(七)			付帯金物の劣	必要に応じて双眼鏡等	付帯金物に著しい錆、
				. —	を使用し目視により確	腐食等があること。
					認する。	
	(八)					煙突本体に鉄筋露出若
						しくは腐食又は著しい
				状況	認する。	錆、錆汁、ひび割れ、欠
	(1)		項第一	/ I	V == 1 - 4 10 - 2 == 8 = 5 + 5 + 5	損等があること。
	(九)					アンカーボルト等に著
			ける煙突			しい錆、腐食、緊結不良
口口士名	<b>☆</b> →		大	状況	認する。	等があること。
別表第	<u> </u>	(1.5)	细术话口	1	(ろ)調査方法	()子) 和亭井滩
	( )		調査項目			(は)判定基準
建 築	()	守 那 日 十 二 条		<b>画の状況</b>	設計凶書等により確認 する。	令第百十二条第十一項 の規定に適合しないこ
V-1					19 (2)	10.7 大泉 4色 かこ 11百ピー・「フノモリー」。 「
物の		第十一				と。ただし、令第百二十
		第十一 項に規				と。ただし、令第百二十 九条の二第一項の規定
物の		第十一 項に規 定する				と。ただし、令第百二十 九条の二第一項の規定 が適用され、かつ全館
物の		第十一 項に規				と。ただし、令第百二十 九条の二第一項の規定
物の		第十一 項に規 定する 区 画				と。ただし、令第百二十 九条の二第一項の規定 が適用され、かつ全館 避難安全性能に影響を

1	レい画の外	十六項に規定す	する	又は第十七項の規定に
		る外壁等及び同		適合しないこと。
	7 o / /HI HP	条第十七項に規		
		定する防火設備		
		の処置の状況		
(三)	-		目視により確認する。	<b>人</b>
				令第百十二条第十六項 12世字十二条第十六項
		十六項に規定する。		に規定する外壁等、同名第1127年7
		る外壁等及び同		条第十七項に規定する
		条第十七項に規		防火設備に損傷がある
		定する防火設備		こと。
		の劣化及び損傷		
(1111)	***************	の状況		<b>人体アレタのマの担告</b>
(四)				令第百七条の二の規定
(-)	上壁(竪穴区画			に適合しないこと。
(五)				各部材及び接合部に穴
	に限る。)	損傷の状況		又は破損があること。
(六)				耐火被覆の剥がれ等に
				より鉄骨が露出してい
		の状況	つ、点検口等がある場	
			合にあっては、点検口	
			等から目視により確認	
			する。	
(七)				令第百十二条第二十項
				若しくは第二十一項又
				は第百二十九条の二の
				四の規定に適合しない
		理の状況	等から目視により確認	こと。
( ) )	341 1 1 1 1 1 3 d		する。	A 101
(八)				令第百七条の二の規定
	床(竪穴区画			に適合しないこと。
(九)				各部材及び接合部に穴
	_に限る。)			又は破損があること。
(十)				令第百十二条第二十項
				若しくは第二十一項又
				は第百二十九条の二の
				四の規定に適合しない
		理の状況	等から目視により確認	こと。
			する。	
( -	上 防火設備(竪	区画に対応した		令第百十二条第十九項
<u> </u>		防火設備の設置	より確認する。	の規定に適合しないこ
	_する防火設備	の状況		と。
( -	トに限る。以下	居室から地上へ	目視及び設計図書等に	令第百十二条第十九項
<u> </u>	同じ。)	通じる主たる廊	より確認する。	の規定に適合しないこ
		下、階段その他		と。
		の通路に設置さ		
		れた防火設備に		
		おけるくぐり戸		

1 1		l	の設置の状況		
	( +	1		堂時閉鎖した状能にあ	昭和四十八年建設省告
	三)				示第二千五百六十三号
	<u> </u>				第一第一号ロの規定に
				ては、各階の主要な常	
				閉防火扉の閉鎖時間を	
				ストップウォッチ等に	
			で く ジ 過 日 ジ 扒 況	より測定し、扉の重量	
			174	こより運動エネルギー により運動エネルギー	
				を確認するとともに、	
				必要に応じて閉鎖する	
				力をテンションゲージ	
				等により測定する。た	
				だし、三年以内に実施	
				した点検の記録がある	
				場合にあっては、当該	
				記録により確認するこ	
				とで足りる。	
	( +		常時閉鎖又は作	3	常閉防火設備の変形又
	四)		動した状態にあ		は損傷により遮炎性能
	<b>—</b> /		る防火設備(以		又は遮煙性能に支障が
			下「常閉防火設		あること。
			備」という。) の		5
			本体と枠の劣化		
			及び損傷の状況		
	( +			各階の主要な常閉防火	常閉防火設備が閉鎖又
	五)			設備の閉鎖又は作動を	
			状況	確認する。ただし、三年	
			V 10 2	以内に実施した点検の	
				記録がある場合にあっ	
				ては、当該記録により	
				確認することで足り	
				る。	
	( +		常閉防火設備の	目視により確認する。	物品が放置されている
	六)		閉鎖又は作動の		ことにより常閉防火設
	,		障害となる物品		備の閉鎖又は作動に支
			の放置の状況		障があること。
	( +	1	常閉防火扉の固	目視により確認する。	常閉防火扉が開放状態
	七)		定の状況		に固定されているこ
	•		- "		٤.
	( +	照明器具、懸	防火設備の閉鎖	目視により確認する。	防火設備の閉鎖に支障
	八)	垂物等	の障害となる照		があること。
			明器具、懸垂物		
			等の状況		
_	(→)	令第百二十条		設計図書等により確認	令第百二十条又は第百
避難	, ,		二項に規定する		二十一条(令第百二十
施設			通路の確保の状		九条第一項の規定が適

			況		用され、かつ階避難安全性能に影響をしている。 かっぱい 大き でき
(	<u> </u>	ではよったない	ではしておかい	ㅁ拇ᇴᄼᆥᆒᆌᇒᆂᄷ᠈ᇎ	いこと。
(-			避無上月効なハ ルコニーの確保		令第百二十一条の規定 に適合しないこと。
			ルコーの確保 の状況	より確認りる。	に週台しないこと。
(	三)			日相乃びテストハンマ	
(-	_/			一による打診等により	
				確認する。	
()	四)				避難に支障となる物品
			況		が放置されているこ
					と。
( ]	五)		避難器具の操作	目視及び作動により確	避難ハッチが開閉でき
			性の確保の状況	認する。	ないこと又は避難器具
					が使用できないこと。
( )	六)				令第百二十条又は第百
			の状況	より確認する。	二十一条(令第百二十 九条第一項の規定が適
					九条第一項の規定が適 用され、かつ階避難安
					全性能に影響を及ぼす
					修繕等が行われていな
					い場合又は令第百二十
					九条の二第一項の規定
					が適用され、かつ、全館
					避難安全性能に影響を
					及ぼす修繕等が行われ
					ていない場合にあって は、令第百二十条を除
					く。)の規定に適合しな
					いこと。
(-	七)		幅の確保の状況	設計図書等により確認	-
			,		十四条の規定に適合し
				り測定する。	ないこと。
(,	八)			目視により確認する。	令第二十五条の規定に
			<b>状況</b>		適合しないこと。
( ;	九)				通行に支障となる物品
			況		が放置されているこ
1					と。

(十)				モルタル等の仕上げ材
	及び損傷の状況	により確認	する。	にひび割れがあるこ
				と、鋼材に錆又は腐食
				があること、木材に腐
				朽、損傷又は虫害があ
				ること、防水層に損傷
				があること等により安
				全上支障が生ずるおそ
				れがあること又は安全
				上支障が生じているこ
				と。

別記第一号 (A4) (略)

別記第二号 (A4)

(略)

別添1様式 (A3)

(略)

別添第1の2様式 (A3)

(略)

別添2様式(A4)

(略)

○建築設備(昇降機を除く。)の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

平成二十年三月十日

国土交通省告示第二百八十五号

改正 平成二〇年 三月三一日国土交通省告示第 四一七号 同 二四年一二月一二日同 第一四四八号 同 二七年 一月二九日同 第 一八七号 二八年 四月二五日同 同 第 七〇六号 同 二八年一一月 一日同 第一一八○号 同 二八年一二月一六日同 第一四一九号 同 三〇年 九月一二日同 第一○九八号 同三〇年一〇月二九日同 第一二一四号 令和 元年 六月二一日同 第 二〇〇号 二年 四月 一日同 同 第 五〇八号 五年 三月二〇日同 第 二〇七号 同

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第六条第一項から第三項までの規 定に基づき、この告示を制定する。

建築設備(昇降機を除く。)の定期検査報告における検査及び定期点検における点検 の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。)第六条第一項から第三項まで並びに第六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、第六条第三項に規定する建築設備(昇降機を除く。)について建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第十二条第三項に規定する検査及び同条第四項に規定する点検(以下「定期検査等」という。)の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を次のように定める。

- 第一 施行規則第六条第一項並びに第六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、換気設備、排煙設備並びに給水設備及び排水設備について国土交通大臣が定める検査の項目は、別表第一(い)欄に掲げる項目のうち一項(九)、(十)及び(十六)から(二十一)まで、別表第二(い)欄に掲げる項目のうち一項(十八)、(十九)、(三十七)及び(三十八)並びに二項(二十四)並びに別表第四(い)欄に掲げる項目のうち三項(七)とする。
- 第二 定期検査等は、施行規則第六条第二項及び第六条の二第一項の規定に基づき、換気設備、排煙設備、非常用の照明装置並びに給水設備及び排水設備(平成二十年国土交通省告示第二百八十二号第一第一号に規定する小規模民間事務所等に設けるものを除く。以下「換気設備等」という。)について、次の各号に掲げる別表第一から別表第四までの(い)欄に掲げる項目に応じ、同表(ろ)欄に掲げる事項(ただし、法第十二条第四項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。)ごとに定める同表(は)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(に)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により定期検査等の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定める場合(定期検査等の項目若しくは事項について削除し又は定期検査等の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。)にあっては、当該規則の定めるところによるものとする。
  - 一 換気設備 別表第一
  - 二 排煙設備 別表第二
  - 三 非常用の照明装置 別表第三
  - 四 給水設備及び排水設備 別表第四
- 2 前項の規定にかかわらず、法第六十八条の二十五第一項又は法第六十八条の二十六第 一項に規定する認定を受けた構造方法を用いた換気設備等に係る定期検査等については、

当該認定に係る申請の際に提出された施行規則第十条の五の二十一第一項第三号に規定する図書若しくは同条第三項に規定する評価書又は施行規則第十条の五の二十三第一項第三号に規定する図書に検査の方法が記載されている場合にあっては、当該方法によるものとする。

- 第三 換気設備等の検査結果表は、施行規則第六条第三項の規定に基づき、次の各号に掲げる建築設備の種類に応じ当該各号に定めるとおりとする。
  - 一 換気設備 別記第一号
  - 二 排煙設備 別記第二号
  - 三 非常用の照明装置 別記第三号
  - 四 給水設備及び排水設備 別記第四号

附則

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月三一日国土交通省告示第四一七号)

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年一二月一二日国土交通省告示第一四四八号)

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年一月二九日国土交通省告示第一八七号)

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

附 則 (平成二八年四月二五日国土交通省告示第七○六号)

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

附 則 (平成二八年一一月一日国土交通省告示第一一八○号)

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年一二月一六日国土交通省告示第一四一九号) 抄

1 この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年九月一二日国土交通省告示第一〇九八号)

この告示は、建築基準法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の 日(平成三十年九月二十五日)から施行する。

附 則 (平成三○年一○月二九日国土交通省告示第一二一四号)

この告示は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附 則 (令和元年六月二一日国土交通省告示第二〇〇号)

この告示は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日(令和元年六月二十五日)から施行する。

附 則 (令和二年四月一日国土交通省告示第五〇八号)

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

附 則 (令和五年三月二○日国土交通省告示第二○七号)

(施行期日)

1 この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行の日(令和五年四月一日) から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にある第四条及び第五条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

#### 別表第一

		(\lambda)	検査項	(ろ)	検査事	(は)	検査方法	(に) 判定基準
		目		項				
一 法第	()	機械	機械換	給気機	絶の外気	目視に	より確認する。	建築基準法施行令
二十八		換 気	気設備	取入口	並びに			(昭和二十五年政令
条第二		設備	(中央	直接外	気に開			第三百三十八号。以

ᅡᆓᅲᆡ	1	<i>⁄~/</i> ~ <b>→</b> □□ <b>→</b>	46.5 to 3 40.5	1	<del>г</del> гд. 1, .>
項又は			放された給気		下「令」という。)
第三項			口及び排気口		第百二十九条の二の
の規定			への雨水の浸		五第二項第三号の規
に基づ			入等の防止措		定に適合しないこ
き換気			置の状況		と。
設備が	( <u></u> )	の外観	給気機の外気	目視又は触診により確	取付けが堅固でない
設けら			取入口及び排	認する。	こと又は著しい腐
れた居			気機の排気口		食、損傷等があるこ
室(換			の取付けの状		と。
気設備			況		
を設け	(三)		各居室の給気	給気口及び排気口の位	著しく局部的な空気
るべき	· /			置関係を目視及び設計	
調理室				図書等により確認する	*
等を除			WEEE	とともに、必要に応じ	
<.)				て気流方向を気流検知	
, ,				器等を用いて確認す	
				る。	
	(四)		タ民党の公庁	る。 目視又は触診により確	<b>あ付けが取用でわい</b>
					• •
			口及び排気口の取けばの出		こと又は著しい腐
			の取付けの状		食、損傷等があるこ
	(=)		況	H 40 > 1 #1 > 1 #2 1 #2 24	ك <sub>0</sub>
	(五)			目視又は触診により確	
			の状況	認する。	があり空気が漏れて
					いること又は取付け
					が堅固でないこと。
	(六)		風道の材質	目視又は触診により確	
				認する。	の五第二項第五号の
					規定に適合しないこ
					と。
	(七)		給気機又は排	目視又は触診により確	機器に損傷があるこ
			気機の設置の	認する。	と、取付けが堅固で
			状況		ないこと又は著しい
					腐食、損傷等がある
					こと。
	(八)		換気扇による	目視により確認する。	外気の流れにより著
			換気の状況		しく換気能力が低下
					する構造となってい
					ること。
	(九)	機械換	各居室の換気	給気口の同一断面内か	
	(, 2)	気設備		ら五箇所を偏りなく抽	
		(中央		出し、風速計を用いて	*
		管理方		風速を測定し、次の式	
		式の空		広より換気量を算出す	
		気調和		る。ただし、風速の測定	
		設備を		が困難な場合にあって	
		され。)		は、在室者がほぼ設計	
		の性能		定員の状態において、	
ı l	I	~~ IT-HC	I	ACM AND CONTRACT CY	- ~= /N*/ — FX   L1//

		還率酸検等り 「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	たは、素のこ還化をあ外含分えで、 とって、 とうない の本場のでは、 このでは、 このでは、 このでは、 このでは、 このでは、 このでは、 ののでは、
(+)	おける制御及 び作動状態の 監視の状況		制御又は作動の状況 を確認できないこ と。
	空気調空気調和設備 和設備の設置の状況	目視又は触診により確 認する。	取付けが堅固でない こと又は著しい腐

	式の主要			食、損傷等があるこ
	空機器及			と。
			目視により確認する。	空気調和機器又は配
		及び配管の劣		管に変形、破損又は
備		化及び損傷の		著しい腐食があるこ
		状況		と。
(十三)		空気調和設備	目視又は触診により確	運転時に異常な音、
		の運転の状況	認する。	異常な振動又は異常
				な発熱があること。
(十四)			目視により確認する。	昭和四十五年建設省
		点検口		告示第千八百三十二
				号第四号の規定に適
				合しないこと又は点
				検用の十分な空間が
				確保されていないこ
		3.6 I m I II . 3	- I	٥
(十五)			目視により確認すると	
			ともに、必要に応じ鋼	
		との離隔距離	製巻尺等により測定す	適合しないこと。
(	<b>→</b> ← =m	4 D 4 6 7 P	る。	^ <del>**</del> -     <del>*</del> -   -
(十六)			居室の中央付近におい	
	和設備 の性能		て温度計により測定す	の五第二項の表 (四)項の規定に適
	V 月主 目上		る。	(四) 頃の規定に適し合しないこと。
(十七)		夕民会の担対	 居室の中央付近におい	
(十七)		合店主の相対 湿度	店室の中央行近にねい て湿度計により測定す	
		11年/文	る。	(五) 項の規定に適
			<i>'</i> ∂∘	合しないこと。
(十八)		- 各居室の淫游	 居室の中央付近におい	
		粉じん量	石室の「大円近にねい て粉じん計により測定	
		70.070重	する。	(一) 項の規定に適
			, <b>3</b> 0	合しないこと。
(十九)		各居室の一酸	居室の中央付近におい	
			てガス検知管等により	
			測定する。	(二) 項の規定に適
				合しないこと。
(二十)		各居室の二酸	居室の中央付近におい	令第百二十九条の二
		化炭素含有率	てガス検知管等により	の五第三項の表
			測定する。	(三) 項の規定に適
				合しないこと。
( = +		各居室の気流	居室の中央付近におい	
<u> </u> -)			て風速計により測定す	
			る。	(六)項の規定に適
				合しないこと。
			目視又は触診により確	不燃材でないこと。
		フード及び煙	認する。	
設ける 換気	設備	突の材質		

べき調 (二)	ĺ	排気筒、排気	目視又は触診により確	取付けが堅固でない
理室等		フード及び煙		こと又は著しい腐
		突の取付けの		食、損傷等があるこ
		状況		と。
(三)		給気口、給気	目視により確認すると	令第二十条の三第二
			ともに、必要に応じて	
			鋼製巻尺等により測定	
		ード及び煙突	する。	(7)の規定に適合
(m)		の大きさ		しないこと。
(四)			目視により確認すると	
			ともに、必要に応じて 鋼製巻尺等により測定	
				は (2) の規定に適し 合しないこと。
(五)	1	給気口 給気	月視又は触診により確	
(11.)				気が妨げられている
		気筒、排気フ		こと。
		ード及び煙突		_ 4 0
		の設置の状況		
(六)		排気筒及び煙	目視又は触診により確	断熱材に脱落又は損
		突の断熱の状	認する。	傷があること。
		況		
(七)			目視により確認すると	
			ともに、必要に応じて	
			鋼製巻尺等により測定 する。	第一項の規定に適合↓ しないこと。
(八)	1		りる。 目視又は触診により確	
		性犬 サーシの 火ダンパー、		告示第千八百二十六
		風道等の設置	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	号第四第二号又は第
		の状況		三号の規定に適合し
				ないこと。
(九)		煙突の先端の	目視により確認すると	令第百十五条第一項
	備		ともに、必要に応じて	
			鋼製巻尺等により測定	
		燃焼器具の煙	する。	と。
(1)	松井井	突を除く。)	目視により確認する	叨和皿 1. 才先神乳少
(十)	機機換気設備	煙矢に連結し た排気筒及び		昭和四十五年建設省 告示第千八百二十六
	D用	たがメ同及い 半密閉式瞬間		日が第1八日二1八 号第四第四号の規定
		湯沸器等の設		に適合しないこと。
		置の状況		
(+-)	1		目視により確認する	外気の流れにより著
		換気の状況		しく換気能力が低下
				する構造となってい
	]			ること。
(十二)			目視又は触診により確	
		気機の設置の	認する。	と、取付けが堅固で
	]	状況		ないこと又は著しい

1					腐食、損傷等がある
	(十三)			 排気口の同一断面内か ら五箇所を偏りなく抽 出し、風速計を用いて	項第一号イ又は昭和
				風速を測定し、次の式 により換気量を算出す	第千八百二十六号第
				V=3600 v A 「この式において、V、	
				ν及びAは、それぞれ 次の数値を表すもの とする。	
				V 換気量(単位 一時間につき立 方メートル)	
				ν 平均風速(単 位 一秒につき メートル)	
				A 開口断面積 (単 位 平方メート ル)	
→ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		F-L 1 33 0	H-L 1 28 0		^ *** → I → * *** → I
三、法第二十八		一等 (外壁の	の設置の状況	設計図書等により確認 するとともに、目視に	一項の規定に適合し
条第二項又は	(		防火ダンパー	目視又は触診により確	
第三項 の規定		のある部分 に設けるも	の取付けの状 況	r - , - v	示第千三百七十六号 第一の規定に適合し
に基づ き換気		のを除く。)			ないこと又は著しい 腐食があること。
設備が	(三)			作動の状況を確認す	ダンパーが円滑に作
設けら れた居			の作動の状況 防水ダンパー	る。 目視又は触診により確	動しないこと。
室等			の劣化及び損	認する。	破損又は著しい腐食
	(五)		傷の状況 防火ダンパー	目視により確認する。	があること。 平成十二年建設省告
	(		の点検口の有		示第千三百七十六号
			無及び大きさ並びに検査口		第三の規定に適合し ないこと。
	(六)		の有無 防火ダンパー	目視により確認する。	適正な溶解温度の温
			の温度ヒュー ズ		度ヒューズを使用し ていないこと。
	(七)		壁及び床の防		平成十二年建設省告
	<u> </u>		火区画貫通部		示第千三百七十六号

		の措置の状況		第二の規定に適合し
				ないこと。
(八)	.)	連動型防火ダ	目視により確認すると	煙感知器又は熱煙複
		ンパーの煙感	ともに、必要に応じて	合式感知器にあって
		知器、熱煙複	鋼製巻尺等により測定	は昭和四十八年建設
		合式感知器及	する。	省告示第二千五百六
		び熱感知器の		十三号第一第二号ニ
		位置		(2) に適合しない
				こと。熱感知器にあ
				っては昭和四十八年
				建設省告示第二千五
				百六十三号第二第二
				号ロ(2)の規定に
				適合しないこと。
(九)	()	連動型防火ダ	発煙試験器、加熱試験	感知器と連動して作
		ンパーの煙感	器等により作動の状況	動しないこと。
		知器、熱煙複	を確認する。	
		合式感知器及		
		び熱感知器と		
		の連動の状況		

次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には、(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。

一項 (三) 、(九) 前回の検査後にそれぞれ (は) 欄に掲げる検査方法と同等の方法で実施し 及び (十六) からた検査等の記録

(二十一) まで、

二項 (十三) 並び

に三項(九)

一項(一)、(二)、前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建 (五)から(八)築士、二級建築士又は建築設備検査員(以下「一級建築士等」という。) まで、(十)からが実施した検査の記録

(十二)まで、(十

四)及び(十五)

一項(四)及び(十前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建 三) 築士等が実施した検査の記録又は前回の検査後に建築基準法令以外の法 令の規定に基づき実施した点検等の記録

#### 別表第二

		(V)	検査項	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に) 判定基準
		目				
一 令	(─)	排煙	排煙機	排煙機の設置	目視又は触診により確	基礎架台の取付けが
第百		機	の外観	の状況	認する。	堅固でないこと又は
二十						著しい腐食があるこ
三条						と。
第三	()			排煙風道との	目視により確認する。	接続部に破損又は変
項第				接続の状況		形があること。
二号	\ <del></del> /			煙排出口の設	目視により確認する。	排出された煙により
に規				置の状況		他への影響のおそれ
定す						があること。

	(—) I	 	I	التسيدة بيانيا مسال
る階	(四)			煙の排出を妨げる障
段室	( t)	囲の状況		害物があること。
又は	(五)		目視により確認する。	
付		れた煙排出口		出できないこと。
室、		への雨水等の		
令第		防止措置の状		
百二		 況		
十九	(六)		作動の状況を確認す	
条の		との連動起動	る。	煙機が作動しないこ
十三		の状況		と。
の三	(七)	作動の状況	聴診又は触診により確	排煙機の運転時の電
第十			認する。	動機又は送風機に異
三項				常な音又は異常な振
に規				動があること。
定す	(八)	電源を必要と	予備電源により作動の	予備電源により作動
る昇		する排煙機の	状況を確認する。	しないこと。
降路		予備電源によ		
又は		る作動の状況		
乗降	(九)	排煙機の排煙	煙排出口の同一断面内	令第百二十三条第三
ロビ		風量	から五箇所を偏りなく	項第二号若しくは令
<u> </u>			抽出し、風速計を用い	第百二十九条の十三
令第			て一点につき三十秒以	の三第十三項(これら
百二			上継続して風速を測定	の規定中国土交通大
十六			し、次の式により排煙	
条の			風量を算出する。	
二第				部分に限る。)又は令
一項				第百二十六条の三第
に規				一項第九号(令第百二
定す			ABTKV は それぞれ	十八条の六第一項の
る居			次の数値を表すもの	規定が適用され、か
室等			とする。	つ、区画避難安全性能
				に影響を及ぼす修繕
			一 一分につき立ち	等が行われていない
			メートル)	場合にあっては、令第
			パーパパ	百二十六条の三第一
				項第九号を、令第百二
				十九条第一項又は令
				第百二十九条の二第
				一項の規定が適用さ
				れ、かつ、階避難安全
			/ 1/1/	性能又は全館避難安
				全性能に影響を及ぼ
				主性能に影響を及ばす修繕等が行われて
				いない場合にあって
				は、令第百二十三条第
				は、T第日一「二米界」 三項第二号及び令第
L				百二十六条の三第一

	Ī				項第九号を除く。)の
					規定に適合しないこ
					と。
(十)			中央管理室に	中央管理室において制	中央管理室において
			おける制御及	御及び作動の状況を確	制御又は作動の状況
			び作動状態の	認する。	を確認できないこと。
			監視の状況		
(+-)	排煙	機械排	排煙口の位置	目視により確認する。	平成十二年建設省告
	口	煙設備			示第千四百三十六号
		の排煙			第三号又は令第百二
		口の外			十六条の三第一項第
		観			三号の規定に適合し
					ないこと。ただし、令
					第百二十八条の六第
					一項、令第百二十九条
					第一項又は令第百二
					十九条の二第一項の
					規定が適用され、か
					つ、区画避難安全性
					能、階避難安全性能又
					は全館避難安全性能
					に影響を及ぼす修繕
					等が行われていない
					場合を除く。
(十二)			排煙口の周囲	目視により確認する。	排煙口の周囲に開放
			の状況		を妨げる障害物があ
					ること。
(十三)			排煙口の取付	目視により確認する。	取付けが堅固でない
			けの状況		こと又は著しい腐食、
			- "		損傷等があること。
(十四)			手動開放装置	目視により確認する。	周囲に障害物があり
			の周囲の状況		操作できないこと。
(十五)			手動開放装置		令第百二十六条の三
			の操作方法の		第一項第五号の規定
			表示の状況		に適合しないこと。た
					だし、令第百二十八条
					の六第一項、令第百二
					十九条第一項又は令
					第百二十九条の二第
					一項の規定が適用さ
					れ、かつ、区画避難安
					全性能、階避難安全性
					能又は全館避難安全
					性能に影響を及ぼす
					修繕等が行われてい
					ない場合を除く。
(十六)	1	機械排	手動開放装置	作動の状況を確認す	
. , . ,	J	1			

	煙設備に。	よる開放の	る。	開放装置と連動して
	の排煙状況			いないこと。
(十七)			目視又は聴診により確	常時閉鎖状態を保持
	能の状	犬況	認する。	し開放時気流により
				閉鎖すること又は著
		LII 1		しい振動があること。
(十八)			排煙口の同一断面内か	
	風量	_	ら五箇所を偏りなく抽	
			出し、風速計を用いて	
			一点につき三十秒以上 継続して風速を測定	
			継続して風速を例だ し、次の式により排煙	
				ール末弟 境久は下 第百二十九条の二第
				一項の規定が適用さ
				れ、かつ、区画避難安
				全性能、階避難安全性
			1	能又は全館避難安全
				性能に影響を及ぼす
			とする。	修繕等が行われてい
			Q 排煙風量(単位	ない場合を除く。
			一分につき立方	
			メートル)	
			A 排煙口面積(単	
			位、平方メート	
			ル)	
			V <sub>m</sub> 平均風速(単	
			位 一秒につき メートル)	
(十九)	中 1	上管理室に	中央管理室において制	 中央管理室において
(   / u /			御及び作動の状況を確	
		乍動状態の		を確認できないこと。
	監礼	見の状況		
(二十)	煙原	感知器によ	発煙試験器等により作	排煙口が連動して開
	る化	作動の状況	動の状況を確認する。	放しないこと。
			目視により確認する。	排煙風道に変形、破損
一) 風道		及び損傷の		又は著しい腐食があ
	の排煙状況			ること。
( = +			目視又は触診により確	
<u> </u>	(隠蔽付に	ナの状況	認する。	トの取付けが堅固で
	部分及			ないこと又は変形若
	び埋設			しくは破損があるこ
( - 1	部分を	黒団がりた	ロ畑にトルか却より	と。 <u> </u>
( = +		里風退の材	目視により確認する。	令第百二十六条の三
三)	質			第一項第二号の規定 に適合しないこと。た
				だし、令第百二十八条
	<u> </u>			ICOL HAND - IVA

	1	I		1	の六第一項、令第百二
					十九条第一項又は令
					第百二十九条の二第
					一項の規定が適用さ
					れ、かつ、区画避難安
					全性能、階避難安全性
					能又は全館避難安全
					性能に影響を及ぼす
					修繕等が行われてい
					ない場合を除く。
•	( = +		防煙壁の貫通	目視により確認する。	令第百二十六条の三
	四)		措置の状況		第一項第七号の規定
					に適合しないこと。た
					だし、令第百二十八条
					の六第一項、令第百二
					十九条第一項又は令
					第百二十九条の二第
					一項の規定が適用さ
					れ、かつ、区画避難安
					全性能、階避難安全性
					能又は全館避難安全
					性能に影響を及ぼす
					修繕等が行われてい
					ない場合を除く。
	(二十		排煙風道と可	目視により確認すると	断熱材に脱落又は損
	五)		燃物、電線等と	ともに、必要に応じて	傷があること又は令
			の離隔距離及	鋼製巻尺等により測定	第百二十六条の三第
				する。	一項第七号で準用す
			9 1717111 7 7752	, 90	る令第百十五条第一
					項第三号イ(2)の規
					定に適合しないこと。
					ただし、令第百二十八
					条の六第一項、令第百
					二十九条第一項又は
					令第百二十九条の二
					第一項の規定が適用
					され、かつ、区画避難
					安全性能、階避難安全
					性能又は全館避難安
					全性能に影響を及ぼ
					す修繕等が行われて
					いない場合を除く。
	(二十	防火ダ	防火ダンパー	目視又は触診により確	
	六)	ンパー	の取付けの状	認する。	こと。
		(外壁			
<u> </u>	( = +			作動の状況を確認す	ダンパーが円滑に作
	七)		の作動の状況	る。	動しないこと。
i	<u> </u>		- /     30 Y / 1/\1/1	<b>~</b> 0	297 U. A Y C C 0

( = +	焼のお防火ダンパ	- 目視又は触診により確	防火ダンパー本体に
八)	それのの劣化及び	員認する。	破損又は著しい腐食
	ある部傷の状況		があること。
( = +			天井、壁等に一辺の長
九)	けるもの点検口の		さが四十五センチメ
	のを除無及び大き		ートル以上の保守点
	く。) 並びに検査の有無		検が容易に行える点 検口並びに防火設備
	V / 行 <del>////</del>		の開閉及び作動状態
			を確認できる検査口
			が設けられていない
			こと。
(三十)	防火ダンパ	- 目視により確認する。	適正な溶解温度の温
	の温度ヒュ、	-	度ヒューズを使用し
	ズ		ていないこと。
(三十		方目視により確認する。	防火ダンパーと防火
<u> </u> -)	火区画貫通 の措置の状		区画との間の風道が厚さ一・五ミリメート
	(防火ダン		ル以上の鉄板で造ら
	一が令第百一		れていないこと又は
	二条第二十二	·	鉄網モルタル塗その
	に規定する	售	他の不燃材料で被覆
	耐火構造の		されていないこと。
	火区画を貫え		
	する部分に対する部分に対する。		
	接する部分は設けられてい		
	る場合に		
	る。)		
(三十特	殊特殊な排煙口及び	合目視により確認する。	平成十二年建設省告
	構構造の気口の大き	3	示第千四百三十七号
	の排煙設及び位置		第一号ロ又はハ及び
	煙備の排		第二号ロ又はハの規
設備	i 煙口及 び給気		定に適合しないこと。 ただし、令第百二十八
	口の外		条の六第一項、令第百
	観		二十九条第一項又は
			令第百二十九条の二
			第一項の規定が適用
			され、かつ、区画避難
			安全性能、階避難安全
			性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼ
			生性能に影響を及ばす修繕等が行われて
			いない場合を除く。
(三十	排煙口及び	合目視により確認する。	周囲に排煙又は給気
<u>=)</u>	気口の周囲の		を妨げる障害物があ
	-		

	状況		ること。
(三十	排煙口及び給	目視により確認する。	取付けが堅固でない
四)	気口の取付け		こと又は著しい腐食、
	の状況		損傷等があること。
(三十	手動開放装置	目視により確認する。	周囲に障害物があり
五)	の周囲の状況		操作できないこと。
(三十	手動開放装置	目視により確認する。	令第百二十六条の三
六)	の操作方法の		第一項第五号の規定
	表示の状況		に適合しないこと。た
			だし、令第百二十八条
			の六第一項、令第百二
			十九条第一項又は令
			第百二十九条の二第
			一項の規定が適用さ
			れ、かつ、区画避難安
			全性能、階避難安全性 能又は全館避難安全
			能文は主語避無女主 性能に影響を及ぼす
			修繕等が行われてい
			ない場合を除く。
(三十	特殊が排煙口の排煙	排煙口の同一断面内か	
七)	構造の風量	ら五箇所を偏りなく抽	
	排煙設	出し、風速計を用いて	
	備の排	一点につき三十秒以上	= :
	煙口の	継続して風速を測定	
	性能	し、次の式により排煙	条第一項又は令第百
		風量を算出する。	二十九条の二第一項
		$Q = 60 AV_m$	の規定が適用され、か
		_	つ、区画避難安全性
			能、階避難安全性能又
		•	は全館避難安全性能
			に影響を及ぼす修繕
		, - 0	等が行われていない
		Q 排煙風量(単位	場合を除く。
		┃┃ 一分につき立方メ ┃┃ ートル)	
		平方メートル)	
		V <sub>m</sub> 平均風速(単位	
		一秒につきメート	
		ル)	
(三十	中央管理室に	中央管理室において制	中央管理室において
八)		御及び作動の状況を確	
	び作動状態の	認する。	を確認できないこと。
	監視の状況		
(三十	煙感知器によ	発煙試験器等により作	排煙口が連動して開
	<u>.</u>		

九)	る作動の状況 動の状況を確認する。 放しないこと。
(四十)	特殊な給気風道の劣目視により確認する。給気風道に変形、破損
	構造の化及び損傷の 又は著しい腐食があ
	排煙設状況 ること。
(四十	備の給給気風道の材目視により確認する。 令第百二十六条の三
<u></u>	気風道質 第一項第二号の規定
	(隠蔽 に適合しないこと。た
	部分及 だし、令第百二十八多
	び埋設の六第一項、令第百二
	部分を 十九条第一項又は令
	除く。) 第百二十九条の二第
	一項の規定が適用さ
	れ、かつ、区画避難多
	全性能、階避難安全性
	能又は全館避難安全
	性能に影響を及ぼす
	修繕等が行われてい
/ 555	ない場合を除く。
(四十	給気風道の取目視又は触診により確接続部及び吊りボル
<del></del> )	付けの状況 認する。 トの取付けが堅固て
	ないこと又は変形者
	しくは破損があるこ
/ III I	大馬 中 スロ 切っ ト b か カ ナ フ
(四十三)	防煙壁の貫通目視により確認する。 令第百二十六条の三 措置の状況 第一項第七号の規模
	措置の状況 第一項第七号の規定 に適合しないこと。た
	だし、令第百二十八条
	の六第一項、令第百二十八名
	十九条第一項又は名
	第百二十九条の二第
	一項の規定が適用な
	れ、かつ、区画避難多
	全性能、階避難安全性
	能又は全館避難安全
	性能に影響を及ぼす
	修繕等が行われてレ
	ない場合を除く。
(四十	特殊な給気送風機の目視又は触診により確基礎架台の取付けか
四)	構造の設置の状況 認する。 堅固でないこと又は
	排煙設 著しい腐食、損傷等が
	備の給あること。
(四十	気送風給気風道との目視により確認する。接続部に空気漏れ、破
五)	機の外接続の状況 損又は変形があるこ
	観と。
(四十	特殊な排煙口の開放作動の状況を確認す令第百二十六条のヨ
六)	構造のと連動起動のる。第二項の規定に適合
	排煙設状況 しないこと。ただし、

	備の給 気送風 機の性		令第百二十八条の六 第一項、令第百二十九 条第一項又は令第百
	能		二十九条の二第一項 の規定が適用され、か つ、区画避難安全性
			能、階避難安全性能又 は全館避難安全性能 に影響を及ぼす修繕
			等が行われていない 場合を除く。
(四十七)	作動の状況		動機又は送風機に異 常な音又は異常な振
(四十八)	する給気送風 機の予備電源		動があること。 予備電源により作動 しないこと。
	による作動の 状況		
九)	給気送風機の   給気風量	吸込口の同一断面内か ら五箇所を偏りなく抽 出し、風速計を用いて 一点につき三十秒以上	第二項の規定に適合 しないこと。ただし、
		継続して風速を測定し、次の式により給気	第一項、令第百二十九
		風量を算出する。	二十九条の二第一項 の規定が適用され、か つ、区画避難安全性
		A及びVmは、それぞれ	能、階避難安全性能又 は全館避難安全性能
			に影響を及ぼす修繕 等が行われていない 場合を除く。
		一分につき立方メ ートル) A 吸込口面積(単位	
		平方メートル) V <sub>□</sub> 平均風速(単位 一秒につきメート _ ル)	
(五十)	おける制御及	中央管理室において制御及び作動の状況を確	制御又は作動の状況
(五十	び作動状態の 監視の状況 特殊な吸込口の設置	認する。      目視により確認する。	を確認できないこと。
· 1		1. 1/21 - 21 / PEPP / WO	1/1/2 NW / / 2 VI EI FI

	一) (五十二) (五十三)			吸込口の周囲 の状況	目視により確認する。	等の開口部に近接していることのおそれのあるでと。 口が延焼のおといるでと。 周囲に給気を妨げる障害物があること。 浸入した雨水等を排出できないこと。
令百十条三第項二に定る	(_)	段又びレのは一のは非べ昇乗に	皆寸常一降降没口段室用夕路口け及室用夕路口けるび	排煙機、排煙口 及び給気口の 作動の状況 給気口の周囲 の状況	目視により確認する。	連動して作動しない こと。 周囲に給気を妨げる 障害物があること。
段又付室令百十条十室は、第二九の三	(三)	加	排煙風 道(隠 蔽部分 及び埋 設部分	化及び損傷の 状況 排煙風道の取		排煙風道に変形、破損 又は著しい腐食があること。 接続部及び吊りが遅い おの取付けな変形といことと は破損があること。
の第三に定る降又乗ロ一三十項規す昇路は降ビ	(五)			排煙風道の材 質		不燃材料で造られて でないこと。ただし、 令第二十十二十 可又第一項の一 のののののでは、 のののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でいるが、 では、 でいるが、
	(六) (七) (八)		の外観	の状況 給気口の取付 けの状況	目視により確認する。	周囲に給気を妨げる 障害物があること。 取付けが堅固でない こと又は著しい腐食、 損傷等があること。 周囲に障害物があり

			開放装置の周 囲の状況		操作できないこと。
	(九)			目視により確認する。	平成二十八年国土交 通省告示第六百九十
			作方法の表示 の状況		六号第五号イ(2)(i) の規定に適合しない
					こと。ただし、令第百 二十九条第一項又は
					第百二十九条の二第
					一項の規定が適用さ れ、かつ、階避難安全
					性能又は全館避難安 全性能に影響を及ぼ
					す修繕等が行われて いない場合を除く。
_	(+)			作動の状況を確認す	手動開放装置と連動
			開放装置によ る開放の状況	る。 	して給気口が開放し ていないこと。
	(+)			目視又は聴診により確 認する。	開放時に気流により 閉鎖すること又は著
_	(十二)	<b>公与国</b>		目視により確認する。	しい振動があること。 給気風道に変形、破損
		道(隠	化及び損傷の		又は著しい腐食があ
	(十三)		給気風道の取	 目視又は触診により確	ること。 接続部及び吊りボル
		設部分 を 除		認する。	トの取付けが堅固で ないこと又は変形若
		⟨∘ )			しくは破損があるこ と。
	(十四)		給気風道の材 質	目視により確認する。	不燃材料で造られて いないこと。ただし、
					令第百二十九条第一
					項又は第百二十九条の二第一項の規定が
					適用され、かつ、階避 難安全性能又は全館
					避難安全性能に影響 を及ぼす修繕等が行
					われていない場合を 除く。
	(十五)			目視又は触診により確	基礎架台の取付けが
		風機の 外観	設置の状況	認する。	堅固でないこと又は 著しい腐食、損傷等が
	(十六)		給気風道との	目視により確認する。	あること。 接続部に空気漏れ、破
			接続の状況		損又は変形があるこ と。
L					J

(十七)	給気送給気口の開放作動の状況を確認す 風機のと連動起動のる。 性能 状況	平成告知 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年
(十八)	給気送風機の聴診又は触診によりで 作動の状況 認する。	
(十九)	電源を必要と予備電源により作動の する給気送風状況を確認する。 機の予備電源 による作動の 状況	
(二+)	中央管理室に中央管理室において制 おける制御及 御及び作動の状況を び作動状態の 認する。 監視の状況	
( = +	給気送 <mark>吸込口の設置</mark> 目視により確認する。 風機の位置 吸込口	排煙設備の煙排出口等の開口部に近接していること又は吸込口が延焼のおそれのある位置に設置されていること。
( <del>_</del> + <del>_</del> <del>_</del> <del>_</del> ) ( <del>_</del> + <del>_</del> <del>_</del> <del>_</del> <del>_</del> = )	吸込口の周囲 目視により確認する。 の状況 屋外に設置さ目視により確認する。 れた吸込口へ の雨水等の防 止措置の状況	周囲に給気を妨げる 障害物があること。 浸入した雨水等を排 出できないこと。
(二十四)	性能 部の開口幅を四十センチメートル開放し、同一断面内から九箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき	加平成二十八年国土交 可通省告示第六百九十 一六号第五号ハの規定 可に適合しないこと。た だし、令第百二十九条 一項又は第百二十 一項の二第一項の 定が適用され、かつ、 階避難安全性能又は

	葉安全性能に
	及ぼす修繕等
	れていない場
合を除	
	十八年国土交
	·示第六百九十
外観 置 六号第	五号ロの規定
	しないこと。た
だし、	令第百二十九条
	〔又は第百二十
	二第一項の規
	用され、かつ、
	安全性能又は
	難安全性能に
	及ぼす修繕等
	れていない場
(二十)       空気逃し口の目視により確認する。 周囲に	
	空気の流れを 障害物がある
	が堅固でない
	は著しい腐食、
	があること。
	と連動して空
	口が開放しな
性能	
(二十 圧力調圧力調整装置目視により確認する。 平成二	十八年国土交
九) 整装置の大きさ及び 通省告	·示第六百九十
の外観 位置	五号ハの規定
	しないこと。た
	令第百二十九条
	[又は第百二十
	二第一項の規
	用され、かつ、 安全性能又は
	女宝性能又は 難安全性能に
	・ 及ぼす修繕等
	及はりじ帽子
合を除	· ·
	空気の流れを
	障害物がある
	17 17 17 10 10 00
	が堅固でない
	は著しい腐食、
	があること。
	鎖と連動して
二) 整装置の作動の状況 開放し	ないこと。

1 1		1	の性能			
三令	(→)	可動	坊煙壁	手動降下装置	作動の状況を確認す	片手で容易に操作で
第百				の作動の状況		きないこと。
	()				作動の状況を確認す	
六条				による連動の	る。	こと。
の <u>ニ</u>	( <del></del>	4		状況	<i>u « u u u u u u u u u u</i>	
第一 項に	$(\equiv)$			· ·	作動の状況を確認す	
規定	(m1)	4		る連動の状況		こと。
する	(四)			り動的煙壁の 材質	目視により確認する。	不燃材料でないこと。
居室	(五)			可動防煙壁の	目視により確認する。	脱落又は欠損があり
等				防煙区画		煙の流動を妨げる効
						果がないこと。
	(六)				中央管理室において制	
					御及び作動の状況を確	
				び作動状態の	認する。	を確認できないこと。
m <b>v</b> .	( )	<b>д</b>	カウ 中田	監視の状況	日担にトルか却より	△ 佐 士 Ⅰ 一 夕 佐 一 Ⅰ
四一予備電	(-)			日 多 用 発 電 の 防 火 区 画	-	令第百十二条第二十 項若しくは第二十一
源			1	宝の防火区画 等の貫通措置		項スは令第百二十九
1055		電   オ	状況	の状況		条の二の四第一項第
			10000	· > 1/(DL		七号の規定に適合し
						ないこと。
	()			発電機の発電	予備電源の容量を確認	自家用発電装置の出
				容量	する。	力容量が少なく、防災
						設備を三十分以上運
						転できないこと。
	(三)				目視又は触診により確	
				動機の状況	認する。	堅固でないこと、計器
						若しくは制御盤の表 示ランプ等に破損が
						ホノンノ寺に破損が あること又は原動機
						あること 大は燃料タンク
						の周囲に油漏れ等が
						あること。
	(四)			燃料油、潤滑油	目視により確認する。	燃料タンク若しくは
				及び冷却水の		冷却水槽の貯蔵量が
				状況		少なく三十分以上運
						転できないこと又は
						潤滑油が機器に表示
						された適正な範囲内
	()	4		11 31 B - 4 6	P	にないこと。
	(五)				圧力計を目視により確認するといる。	
					認するとともに、聴診によれな	
					により確認する。	から二・九メガパスカ ル、低圧側で○・七か
						ル、似圧側でしてしか ら一・〇メガパスカル
I L		L	I			9 ・ ログルバヘルル

ı	ı	Ī	ſ	1	b 2011 table ( )
					に維持されていない
					こと又は圧力が低下
					しても警報を発しな
					いこと。
	(六)	•	セル始動用蓄	目視により確認すると	電圧が定格電圧以下
		,	電池及び電気	ともに、蓄電池電圧を	であること、電解液量
			ケーブルの接	電圧計により測定す	が機器に表示された
		j	続の状況	る。	適正量より少ないこ
			, -		と又は電気ケーブル
					との接続部に緩み、液
					漏れ等があること。
	(七)	,	然料及び冷却		配管の接続部等に漏
			水の漏洩の状		記号の 扱売品 守に Mil 洩等があること。
			况		1X 4 1/ 1/ 2 C C 0
F	(八)	-		目視により確認する。	 発電機盤、自動制御盤
			ii 畚頬及びノ ンプ類の指示		完电機盤、日動制岬盤 等の計器類、スイッチ
			ノノ類の指示 及び点灯の状		等の計器類、ヘイッケー等に指示不良若しく
		1	况		は損傷があること又
					は運転表示ランプ類
<u> </u>	( 1 )	-	H 14		が点灯しないこと。
	(九)			目視又は触診により確	
			置の取付けの	認する。	堅固でないこと又は
		}	<b>状況</b>		著しい腐食、損傷等が
_		L			あること。
	(十)			室内の温度を温度計に	
				より測定するととも	
				に、作動の状況を確認	
			置されている	·	又は給排気ファンが
		ŀ	場合に限る。)		単独で若しくは発電
					機と連動して運転で
					きないこと。
	(+-)		接地線の接続	目視により確認する。	接続端子部に緩み又
		(	の状況		は著しい腐食がある
					こと。
	(+二)	j	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定	測定結果が電気設備
				する。	に関する技術基準を
					定める省令(平成九年
					通商産業省令第五十
					二号) 第五十八条の規
					定値を下回っている
					こと。
	(十三)	自家用	電源の切替え	作動の状況を確認す	
		発電装			ができないこと。
		·	始動の状況	で。 作動の状況を確認す	
		能	^		<b>動により作動しない</b>
		.,		<b>∞</b> ∘	こと又は電圧が始動
					こと 又は 電圧 が 始勤 から四十秒以内に確
L		L			W・0 凹 I 12 M F 1 (C 1)性

			立しないこと。
(十五)	運転の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること。
(十六)	排気の状況	目視により確認する。	排気管、消音器等の変 形、損傷、き裂等によ る排気漏れがあるこ
(十七)	コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況		と。 運転中に異常な音又 は異常な振動がある こと。
エン		目視又は触診により確認する。	据付けが堅固でないこと、アンカーボルト等に著しい腐食があること又は換気が十分でないこと。
(十九)	燃料油、潤滑液及び冷却水の 状況	由目視により確認する。 )	燃料タンク 大力の 大力の 大力の 大力の 大力の 大力の 大力の 大力の
(=+)	電池及び電気	を目視により確認すると 低ともに、蓄電池電圧を 電圧計により測定す る。	電圧が定格電圧以下 であること、電解液量
( = +	計器類及びランプ類の指示 及び点灯のお 況		制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。
( <del>_ +</del> <del>_ +</del> <del>_ =</del> )	給気部及び排気管の取付け 気管の取付け の状況 Vベルト	目視により確認する。 	変形、損傷、き裂等が あること。
(二十四)	接地線の接線 の状況	問視により確認する。	と。 接続端子部に緩み又 は著しい腐食がある

i i		1 1	Ī						こと。		
	<i>(</i> →			絶縁抵抗	÷	络织北	壮台 津ルファ	より測定		仕田 がき	配生 凯 供
	$\leftarrow$ $\rightarrow$		ľ	祀称払切			がにすして				
	五)					する。			に関っ	する技術	析基準を
									定めん	る省令第	第五十八
									条の	規定値を	を下回っ
									ている	ること。	
	( = +	直	直結エ	始動及で	び停止	目視、	聴診又	は触診に	正常	こ作動制	皆しくは
	六)	ン	/ジン	並びにi	運転の	より確	認する	0	停止で	できない	こと、排
		O.	)性能	状況					煙口(	の開放。	と連動し
									て直続	結エンジ	ジンが作
									動し	ないこ	と又は運
									転中に	こ異常な	音、異常
									な振動	効等があ	ること。

次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には、(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。

一項(九)、(十八)、(二十)、(三十七)、前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検 (三十九)及び(四十九)並びに二項(二十<mark>査方法と同等の方法で実施した検査等の記録</mark> 四)

一項(二)、(四)、(六)から(八)まで、前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規(十)、(十二)から(十四)まで、(十六)、定に基づき実施した点検等の記録(十九)、(二十一)、(二十二)及び(二十七)、二項(一)から(四)まで、(六)から(八)まで、(十)、(十二)、(十三)、(十六)から(二十)まで及び(二十六)から(二十八)まで、三項(二)、(三)、(五)及び(六)並びに四項(三)から(八)まで及び(十)から(十七)まで

# 別表第三

		(い) <sup>7</sup> 目	検査項	(ろ)	検査事項	(は)	検査方法		(に)	判定基準	É
	, ,	• •			<b>.</b>						-1
一 照	(-)	非常用	の照明	使用電	<b>፤球、ラン</b>	目視に	こより確認	する。	昭和四	日十五年	建設省
明器		器具		プ等					告示第	5千八百	三十号
具									第一第	第一号の	規定に
									適合し	ないこと	- 0
	()			照明	器具の取	目視及	とび触診し	こより確	天井る	との他の	取付け
				付けの	)状況	認する	) 0		部にコ	Eしく固	定され
									ていた	ないこと	又は予
									備電源	原内蔵コ	ンセン
									ト型脈	照明器具	である
									場合は	、差込み	メプラグ
									が壁等	い 固定	された
									コンセ	マントに	直接接
									続され	っていな	いこと
									若しく	はコン	セント
									から茗	〆易に抜	ける状
									態であ	ること。	
二電	(-)	予備電源	原	予備的	電源への	作動の	状況及び	が点灯時	昭和四	日十五年	建設省

池内			切替え及び器		告示第千八百三十号
蔵形			具の点灯の状		第三第二号又は第三
の蓄			況並びに予備		号の規定に適合しな
電			電源の性能		いこと。
池、	$(\underline{})$	照度	照度の状況	避難上必要となる部分	
電源				のうち最も暗い部分の	
別置				水平床面において低照	
形の				度測定用照度計により	ないこと。
蓄電				測定する。	
	(三)	分電盤		目視により確認する。	非常用の照明装置で
び自			岐回路の表示		ある旨の表示がない
家用			の状況		こと。
発電	(四)	配線		目視又は触診により確	
装置				認するとともに、必要に	
				応じて鋼製巻尺等によ	
			蔽部分及び埋		七号の規定に適合し
			設部分を除		ないこと。
			< 。)		
	(-)	配線			昭和四十五年建設省
源別			付けの状況及		告示第千八百三十号
置形			び配線の接続		第二の規定に適合し
の蓄			の状況(隠蔽部		ないこと。
電池			分及び埋設部		
及び			分を除く。)		
	()			目視により確認すると	
用発			続の状況	ともに、必要に応じて回	
電装				路計により測定する。	の規定に適合しない
置	( .)				こと。
	(三)			目視により確認する。	昭和四十五年建設省
			岐及びボック		告示第千八百三十号
			ス内に限る。)		第二の規定に適合し
			の耐熱処理の		ないこと。
•	()		状況		
	(四)				昭和四十五年建設省
			非常用の照明		告示第千八百三十号
			器具間の配線		第二第三号の規定に
			の耐熱処理の		適合しないこと。
			状況 (隠蔽部分		
			及び埋設部分		
	(エ)		を除く。)	ルチャルカナカコ.トフ	四五四17ヶ井部以
	(五)	切替回路		作動の状況を確認する。	
			ら蓄電池設備		告示第千八百三十号
			への切替えの		第三の規定に適合し
	(4)		状況 素 電 池 乳 農 し	上野ナベの吐用ナカ <del>コ</del>	ないこと。
	(六)			作動までの時間を確認	
			自家用発電装		告示第千八百三十号
			置併用の場合		第三の規定に適合し

				の切替えの状		ないこと。
				況		
四電	()	配線及	び充電	充電ランプの	目視により確認する。	点滅スイッチを切断
池内		ランフ	ρ	点灯の状況		しても充電ランプが
蔵形						点灯しないこと。
の蓄	( <u></u> )				目視により確認する。	昭和四十五年建設省
電池				常用照明兼用		告示第千八百三十号
				器具の専用回 路の確保の状		第二の規定に適合し ないこと。
				況		/ <b>1</b>
五、電	()	蓄 電	蓄電池	v -	目視により確認する。	
源別	( )	池		火区画等の貫		項若しくは第二十一
置形				通措置の状況		項又は令第百二十九
の蓄						条の二の四第一項第
電池						七号の規定に適合し
						ないこと。
	()				室内の温度を温度計に	
	( <del></del>					超えていること。
	$(\equiv)$				目視又は触診により確	
	(mn)		幸禹沙		認する。 電圧計により測定する。	漏れ等があること。
	(四)		蓄電池 の性能	电片	<b>电圧計により側足りる。</b>	<b>电圧が正吊でないこと。</b>
	(五)			電解液比重	比重計により測定する。	
						ないこと。
	(六)			電解液の温度	温度計により測定する。	電解液の温度が摂氏
						四十五度を超えてい
						ること。
	(七)				目視により確認する。	令第百十二条第二十
				火区画等の貫		項若しくは第二十一
				通措置の状況		項又は令第百二十九 条の二の四第一項第
						未の二の四第一項第 七号の規定に適合し
						ないこと。
	(八)			キュービクル	目視又は触診により確	-
	(, -,			の取付けの状		こと。
				況		
六 自	()	自 家	自家用	自家用発電機	目視により確認する。	令第百十二条第二十
家用		-		室の防火区画		項若しくは第二十一
発電				等の貫通措置		項又は令第百二十九
装置		置	状況	の状況		条の二の四第一項第
						七号の規定に適合し ないこと。
	()			※ 雪 燐 の ※ 電	 予備電源の容量を確認	-
	()			光电機の光电容量	する。	力容量が少なく、防災
				ru <del></del>	/ <b>v</b> 0	設備を三十分以上運
						転できないこと。
	(三)	1		発電機及び原	目視又は触診により確	

ı	. I	1 1	動物の生活	到上で	取用なわいとし 乳明
			動機の状況	認する。	堅固でないこと、計器
					若しくは制御盤の表
					示ランプ等に破損が
					あること又は原動機
					若しくは燃料タンク
					の周囲に油漏れ等が
					あること。
	(四)		燃料油、潤滑油	目視により確認する。	燃料タンク若しくは
			及び冷却水の		冷却水槽の貯蔵量が
			状況		少なく三十分以上運
					転できないこと又は
					潤滑油が機器に表示
					された適正な範囲内
					にないこと。
Ī	(五)		始動用の空気	圧力計を目視により確	空気槽の自動充気圧
	, ,		槽の圧力	認するとともに、聴診に	
					から二・九メガパスカ
					ル、低圧側で〇・七か
					ら一・〇メガパスカル
					に維持されていない
					こと又は圧力が低下
					しても警報を発しな
					いこと。
-	(六)		セル松動田芸	目視により確認すると	
	()()			ともに、蓄電池電圧を電	
				こもに、番电心电圧を电 圧計により測定する。	· ·
			クーノルの佞 続の状況	圧削により側足りる。	が機器に表示された 適正量より少ないこ
			がだり入人で		
					と又は電気ケーブル
					との接続部に緩み、液
ļ	(1)		141 Ac co + 1 let 441	H [H]	漏れ等があること。
	(七)				配管の接続部等に漏
			水の漏洩の状		洩等があること。
			況		
	(八)				発電機盤、自動制御盤
			ンプ類の指示		等の計器類、スイッチ
			及び点灯の状		等に指示不良若しく
			況		は損傷があること又
					は運転表示ランプが
					点灯しないこと。
ļ	(九)		自家用発電装	目視又は触診により確	基礎架台の取付けが
	, ,		置の取付けの		堅固でないこと又は
			一 状況	,, = , = 0	著しい腐食、損傷等が
			- / <del>-</del>		あること。
ŀ	(十)		白家用発雷機	室内の温度を温度計に	
				より測定するとともに、	
				作動の状況を確認する。	
Į		l l	置されている		こと又は給排気ファ

1 1 1	I III A S BE SS S	1	l. 2007/41 4442 2 21
	場合に限る。)		ンが単独で若しくは
			発電機と連動して運
			転できないこと。
( +	接地線の接続	売目視により確認する。	接続端子部に緩み又
<u> </u>	の状況		は著しい腐食がある
			こと。
( +	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定	_
	1,513015717	する。	に関する技術基準を
		7 30	定める省令第五十八
			条の規定値を下回っ
			ていること。
( 1	力学用最近の回共	に動の此次ナナヤマナフ	
		上作動の状況を確認する。	
三)	発電装の状況		ができないこと。
( +	置の性始動の状況	作動の状況を確認する。	
四)	能		動により作動しない
			こと又は電圧が始動
			から四十秒以内に確
			立しないこと。
( +	運転の状況	目視、聴診又は触診によ	運転中に異常な音、異
五)		り確認する。	常な振動等があるこ
			と。
( +	排気の状況	目視により確認する。	排気管、消音器等の変
六)		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	形、損傷、き裂等によ
			る排気漏れがあるこ
			ک <sub>0</sub>
( +	コンプレッナ	ト 作動の状況を確認する。	_
七)	一、燃料ポン		常な振動等があるこ
	プ、冷却水ポン		市な派動もかめること。
	プ等の補機類		<u> </u>
		=	
	の作動の状況		

五項(二)から(六)まで並びに六項(三)から(八)まで及び(十)から(十七)までについては、前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録がある場合には、(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。

# 別表第四

			(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に) 判定基準
		目			
	(→)	飲料用配管及	配管の取付け	目視により確認する。	平成十二年建設省告
飲		び排水配管	の状況		示第千三百八十八号
料		(隠蔽部分及			第四第一号の規定に
用		び埋設部分を			適合しないこと。
$\mathcal{O}$		除く。)			
配	()		配管の腐食及	目視により確認する。	配管に腐食又は漏水
管			び漏水の状況		があること。
設	$(\overline{\Xi})$		配管が貫通す	目視により確認する。	平成十二年建設省告
備			る箇所の損傷		示第千三百八十八号
及			防止措置の状		第四第二号の規定に

び			況		適合しないこと。
排	(四)		継手類の取付	目視により確認する。	平成十二年建設省告
水			けの状況		示第千三百八十八号
設					第四第三号の規定に
備					適合しないこと。
	(五)			目視により確認する。	令第百二十九条の二
			況		の四第一項第五号又
					は第二項第四号の規
	(六)		けって重然の	日担によりが到去す	定に適合しないこと。 令第百二十九条の二
	(/\)		防火区画寺の 貫通措置の状	-	アポロードル条の一 の四第一項第二号又
			貝世指直の水 況		は第七号の規定に適
			Du		合しないこと。
	(七)		配管の支持金	目視により確認する。	平成十二年建設省告
	<b>\</b> - /		物	77,04. 3.7,1,444.	示第千三百八十八号
					第四第一号又は第四
					号の規定に適合しな
					いこと。
	(八)			目視により確認する。	令第百二十九条の二
			管の汚染防止		の四第二項第一号又
			措置の状況		は第二号の規定に適
	(九)		しませの記器	日担により体部子で	合しないこと。 昭和五十年建設省告
	()4)		エ 小 升 の 設 直 の状況	日祝により惟祕りる。	后
			V 7 17 (1) L		第一第一号ロの規定
					に適合しないこと。
	(十)		ウォーターハ	目視により確認する。	昭和五十年建設省告
			ンマーの防止		示第千五百九十七号
			措置の状況		第一第一号イの規定
					に適合しないこと。
	(+-)				平成十二年建設省告
			張管の設置の		示第千三百八十八号
			状況		第四第四号の規定に
_	()	舎が田の公が	公かりかめ	日担により体部子でし	適合しないこと。 昭和五十年建設省告
— 飲	(—)		和		而
料		水タンク(以	の放直の状況		第一第二号イ又はロ
水		下「給水タン		する。	の規定に適合しない
0		ク等」とい		, 40	こと。
配	()	う。) 並びに	給水タンク等	目視により確認する。	昭和五十年建設省告
管		給水ポンプ	の通気管、水抜		示第千五百九十七号
設			き管、オーバー		第一第一号又は第二
備			フロー管等の		号の規定に適合しな
	·		設置の状況		いこと。
	(三)			目視により確認する。	令第百二十九条の二
			の腐食及び漏		の四第二項第五号の
I I			水の状況		規定に適合しないこ

			I		と。
	(四)		給水用圧力タ ンクの安全装 置の状況		令第百二十九条の二 の四第一項第四号の 規定に適合しないこ
,	(五)		A水ポンプの 運転の状況	, , _ ,	常な振動等があるこ と又は定格水圧がな
	(六)		給水タンク及 びポンプ等の 取付けの状況	目視又は触診により確 認する。	示第千三百八十八号 第一又は第二の規定
	(七)		給水タンク等 の内部の状況		に適合しないこと。 薬等の異物があるこ と。
	(八)	環ポンプを含 む。)	給湯設備(ガス 湯 沸 器 を 除 く。)の取付け の状況	-	平成十二年建設省告 示第千三百八十八号 第二又は第五の規定 に適合しないこと。
	(九)		V 10 -	目視又は触診により確 認する。	
	(+)		給湯設備の腐 食及び漏水の 状況	目視により確認する。	本体に腐食又は漏水 があること。
三 排 水 設	()	排水槽	ホールの大き	目視により確認すると ともに、必要に応じて 鋼製巻尺等により測定 する。	示第千五百九十七号
備	( <u></u> )		排水槽の通気 の状況		昭和五十年建設省告 示第千五百九十七号 第二第二号ホの規定 に適合しないこと。
	(三)		況 排水ポンプの	目視により確認する。 目視により確認する。	
	(五)		設置の状況 排水ポンプの 運転の状況	水圧計により測定する とともに、作動の状況 を確認する。	

								いこと。
(六)		,	地下街 用の排 の処理	水設備		:況を確	認す	昭和四十四年建設省 告示第千七百三十号 第三第三号又は第四
		,	び予備 状況	電源の	÷" == 1 >			号の規定に適合しな いこと。
	排水再利 管設備( 道を含む	中水	雜用水♡				確認	令第百二十九条の二 の四第二項第一号又 は昭和五十年建設省 告示第千五百九十七 号第二第六号ハの規 定に適合しないこと。
(八)			雑用水の表示の		目視によ	り確認す	る。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号 第二第六号ニの規定 に適合しないこと。
(九)		I	配管の標	票識等	目視によ	り確認す	_	昭和五十年建設省告 示第千五百九十七号 第二第六号ロの規定 に適合しないこと。
(+)			雑用水タ ポンプ 置の状況	等の設	目視によ	り確認す		取付けが堅固でない こと又は著しい腐食、 損傷等があること。
(+-)		-	消毒装置	<u> </u>	目視によ	り確認す		消毒液がなくなり、岩 置が機能しないこと。
	他具	,	付けのお	<b></b>	目視によ			令第百二十九条の二の四第二項第二号の の四第二項第二号の 規定に適合しないこ と、取付けが堅固でな いこと又は損傷があ ること。
(十三)		ップ		けの状	ともに、	必要に応	じて 測定	昭和五十年建設省告 示第千五百九十七号 第二第三号イ、ロ、ハ 又はニの規定に適合 しないこと。
(十四)		j	機能及の状況	び設置	ともに、 鋼製巻尺 する。	必要に応 等により	じて: 測定:	昭和五十年建設省告 示第千五百九十七号 第二第四号イ、ロ又は ハの規定に適合しな いこと。
(十五)	排	,	公共下 への接 況		目視によ	り確認す	-	令第百二十九条の二 の四第三項第三号の 規定に適合しないこ と。
(十六)			雨水排 管の接		目視によ	り確認す		昭和五十年建設省告 示第千五百九十七号

			況		第二第一号ハの規定 に適合しないこと。
(十七)			排水の状況	目視により確認する。	
(1 =)			D1/3 - V V D E		又は流れていないこ
					と。
(十八)			掃除口の取付	目視により確認する。	昭和五十年建設省告
			けの状況		示第千五百九十七号
					第二第一号イの規定
					に適合しないこと。
(十九)		Ī	雨水系統との	目視により確認する。	昭和五十年建設省告
			接続の状況		示第千五百九十七号
					第二第三号イの規定
					に適合しないこと。
(二十)			間接排水の状	目視により確認する。	昭和五十年建設省告
			況		示第千五百九十七号
					第二第一号ロの規定
					に適合しないこと又
					は損傷があること。
( <u>_</u> +-)	通	気管	通気開口部の	目視により確認する。	昭和五十年建設省告
		•	状況		示第千五百九十七号
					第二第五号ハの規定
					に適合しないこと。
(二十二)			通気管の状況	目視又は嗅診により確	全昭和五十年建設省告
				認する。	示第千五百九十七号
					第二第二号イ又は第
					五号の規定に適合し
					ないこと又は損傷が
					あること。

次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合に は、(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。

一項((二)を除く。)、二前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方 項((二)、(三)及び(七)法で一級建築士等が実施した検査の記録 を除く。) 並びに三項((二)、  $(\Xi)$  、  $(\Xi)$  、 (+-) 、

(十四)及び(二十二)を除

一項 (二) 、二項 (二) 、(三)前回の検査後にそれぞれ (は) 欄に掲げる検査方法と同等の方 及び(七)並びに三項(二)、法で一級建築士等が実施した検査の記録又は前回の検査後に (三)、(五)、(十一)、建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記 (十四)及び (二十二)

別記第一号(A4)

(略)

別記第二号(A4) (略)

別記第三号(A4)

(略)

別記第四号(A4)

(略)

別表 1 法第28条第 2 項又は第 3 項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)の換気状況評価表(A 4) (略)

- 別表 2 換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表 (A4) (略)
- 別表3 排煙風量測定記録表(A4) (略)
- 別表3-2 排煙風量測定記録表(A4) 給気式(特殊な構造の排煙設備) (略)
- 別表3-3 排煙風量測定記録表(A4) 加圧式(加圧防排煙設備) (略)
- 別表4 非常用の照明装置の照度測定表 (A4) (略)
- 別添様式 関係写真(A4) (略)

○防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及 び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

平成二十八年五月二日

国土交通省告示第七百二十三号

改正 令和 元年 六月二一日国土交通省告示第二○○号

同 二年 四月 一日同

第五〇八号

同 五年 三月二〇日同

第二〇七号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第六条第二項及び第三項並びに第 六条の二第一項の規定に基づき、この告示を制定する。

防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法 及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。)第六条第二項及び第三項並びに第六条の二第一項の規定に基づき、防火設備について建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第十二条第三項に規定する検査及び同条第四項に規定する点検(以下「定期検査等」という。)の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を次のように定める。

- 第一 定期検査等は、施行規則第六条第二項及び第六条の二第一項の規定に基づき、防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーン及びドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備(平成二十年国土交通省告示第二百八十二号第一第一号に規定する小規模民間事務所等にあっては、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。)第百十二条第十一項に規定する防火区画を構成するものに限る。)について、次の各号に掲げる別表第一から別表第四までの(い)欄に掲げる項目に応じ、同表(ろ)欄に掲げる事項(ただし、法第十二条第四項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。)について、同表(は)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(に)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により定期検査等の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定める場合(定期検査等の項目若しくは事項について削除し又は定期検査等の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。)にあっては、当該規則の定めるところによるものとする。
  - 一 防火扉 別表第一
  - 二 防火シャッター 別表第二
  - 三 耐火クロススクリーン 別表第三
  - 四 ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備(以下「ドレンチャー等」という。) 別表第四
- 2 前項の規定にかかわらず、法第六十八条の二十五第一項又は法第六十八条の二十六第 一項に規定する認定を受けた構造方法を用いた防火設備に係る定期検査等については、 当該認定に係る申請の際に提出された施行規則第十条の五の二十一第一項第三号に規定 する図書若しくは同条第三項に規定する評価書又は施行規則第十条の五の二十三第一項 第三号に規定する図書に検査の方法が記載されている場合にあっては、当該方法による ものとする。
- 第二 防火設備の検査結果表は、施行規則第六条第三項の規定に基づき、次の各号に掲げる 防火設備の種類に応じ当該各号に定めるとおりとする。
  - 一 防火扉 別記第一号
  - 二 防火シャッター 別記第二号
  - 三 耐火クロススクリーン 別記第三号
  - 四 ドレンチャー等 別記第四号
    - 附則
  - この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月二一日国土交通省告示第二〇〇号)

この告示は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日(令和元年六月二十五日)から施行する。

附 則 (令和二年四月一日国土交通省告示第五〇八号)

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

附 則 (令和五年三月二〇日国土交通省告示第二〇七号) 抄 (施行期日)

1 この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行の日(令和五年四月一日)から施行する。

### 別表第一

別衣另一					
	(\lambda\rangle)	検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に) 判定基準
()	防火	設置場所の	閉鎖の障害となる物	目視により確認す	物品が放置されてい
	扉	周囲状況	品の放置の状況	る。	ることにより防火扉
					の閉鎖に支障がある
					こと。
()		扉、枠及び金	扉の取付けの状況	目視又は触診により	取付けが堅固でない
		物		確認する。	こと。
(三)			扉、枠及び金物の劣	目視により確認す	変形、損傷又は著し
			化及び損傷の状況		い腐食があること。
(四)		危害防止装	作動の状況	扉の閉鎖時間をスト	
		置		ップウォッチ等によ	ジュールを超えるこ
				り測定し、扉の質量	と又は閉鎖力が百五
					十二ュートンを超え
				ーを確認するととも	_
				に、プッシュプルゲ	
				ージ等により閉鎖力	
				を測定する。	
(五)		煙感知器、熱			煙感知器又は熱煙複
	機構	煙複合式感		とともに、必要に応	合式感知器にあって
		知器及び熱			は昭和四十八年建設
		感知器		り測定する。	省告示第二千五百六
					十三号第一第二号ニ
					(2)に掲げる場所
					に設けていないこ
					と。熱感知器にあっ
					ては昭和四十八年建
					設省告示第二千五百
					六十三号第一第二号
					ニ (2) (i) 及び
					(ii)に掲げる場所に
					設けていないこと。
(六)			感知の状況		適正な時間内に感知
				七)の項の点検が行	しないこと。
				われるもの以外のも	
				のを対象として、加	
				煙試験器、加熱試験	

			器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認	
			することで足りる。	
(七)	温度ヒューズ装置	設置の状況	目視により確認する。	温度ヒューズの代わりに針金等で固定されていること、変形、 損傷若しくは著しい 腐食があること又は
				油脂、埃、塗料等の付
(八)				着があること。 スイッチ類に破損が
		灯の状況	る。	あること又は表示灯 が点灯しないこと。
(九)		結線接続の状況	目視又は触診により	断線、端子の緩み、脱 落又は損傷等がある
(十)		 接地の状況		こと。 接地線が接地端子に 緊結されていないこ
				と。
(+-)		予備電源への切り替 えの状況	常用電源を遮断し、 作動の状況を確認す る。	
(+=)	連動機構用 予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認す	
(十三)	7 (113.1.2.2.3.	容量の状況	予備電源試験スイッ チ等を操作し、目視	容量が不足している
(十四)	自動閉鎖装置	設置の状況	確認する。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷
				若しくは著しい腐食 があること。
(十五)		再ロック防止機構の 作動の状況	閉鎖した防火扉を、 連動制御器による復	防火扉が自動的に再 閉鎖しないこと。
			旧操作をしない状態 で閉鎖前の位置に戻 すことにより、作動 の状況を確認する。	
	総合的な作動の状 況		煙感知器、熱煙複合 式感知器若しくは熱	防火扉が正常に閉鎖 しないこと又は連動 制御器の表示灯が点
				灯しないこと若しく

(十七)	((十七)の項の点検が行われるものを防く。)の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源とに、外外の動力を開発をでは、少りの一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、	防火扉が正常に閉鎖 しないこと、連動制 御器の表示灯がことが の表がしないこと がにとび がと がことが と で がことが に が に が に が に が に が に が に が に が に が に
	況  で は な  の  の  の  の  の  の  の  の  の  の  の  の	1040/4 · - C 0

# 別表第二

<u> </u>					
	(い)	検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に) 判定基準
()	防火	設置場所の	閉鎖の障害となる物	目視により確認す	物品が放置されてい
	シャ	·周囲状況	品の放置の状況	る。	ることにより防火シ
	ッタ	•			ャッターの閉鎖に支
	_				障があること。
()		駆動装置	軸受け部のブラケッ	目視、聴診又は触診	取付けが堅固でない
		((二)の項	ト、巻取りシャフト	により確認する。	こと。
		から (四) の	及び開閉機の取付け		
		項までの点	の状況		
(三)		検について	スプロケットの設置	目視により確認す	巻取りシャフトと開
		は、日常的に	の状況	る。	閉機のスプロケット
		開閉するも			に心ずれがあるこ
		のに限る。)			と。
(四)			軸受け部のブラケッ	目視、聴診又は触診	変形、損傷、著しい腐
			ト、ベアリング及び	により確認する。	食、異常音又は異常
			スプロケット又はロ		な振動があること。
			ープ車の劣化及び損		
			傷の状況		
(五)			ローラチェーン又は	目視、聴診又は触診	腐食があること、異
			ワイヤロープの劣化	により確認する。	常音があること若し
			及び損傷の状況		くは歯飛びしている
					こと、又はたるみ若
					しくは固着があるこ
					と。
(六)		カーテン部			スラット若しくは座
					板に変形、損傷若し
				認する。	くは著しい腐食があ
					·

1				ること又はスラット
				に片流れ若しくは固
				着があること。
(七)		吊り元の劣化及び損	目視又は触診により	変形、損傷若しくは
		傷並びに固定の状況	確認する。	著しい腐食があるこ
				と又は固定ボルトの
				締め付けが堅固でな
				いこと。
(八)	ケース	劣化及び損傷の状況	目視により確認す る。	ケースに外れがある こと。
(九)	まぐさ及び	劣化及び指傷の状況	目視により確認す	
(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	ガイドレー		る。	ドレールの本体に変
	ル			形、損傷若しくは著
				しい腐食があること
				又は遮煙材に著しい
				損傷若しくは脱落が
				あること。
(十)				劣化、損傷又は脱落
	置	器の配線の状況	-	があること。
(+-)			目視により確認す	
		電源の劣化及び損傷 の状況	<b>్ </b>	い腐食があること。
(+二)		危害防止装置用予備	予備電源試験スイッ	容量が不足している
		電源の容量の状況	チ等を操作し、目視	こと。
			により確認する。	
(十三)				変形、損傷若しくは
			とともに、座板感知	1 1 1
		状況		と又は防火シャッタ
				ーの降下が停止しな
			停止することを確認 する。	V ' _ と。
(十四)		 作動の状況		運動エネルギーが十
(十四)			めグシャッターの闭 鎖時間をストップウ	
				と、座板感知部が作
				動してからの停止距
			, , , , ,	離が五センチメート
				ルを超えること又は
			するとともに、座板	防火シャッターが再
			感知部の作動により	降下しないこと。
			防火シャッターの降	
			下を停止させ、その	
			停止距離を鋼製巻尺	
			等により測定する。	
			また、その作動を解	
			除し、防火シャッタ	
			ーが再降下すること を確認する。	
			て1性恥りる。	

	車 動煙感知器、熱 機構 煙複合式感 知器及び熱 感知器		とともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器型型 煙感知器型 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田
(十六)			(二十十)の項の点 (二十七)の有のも が行われた対象 がある対象、が がものを験まりを がのもと が大がと、 にこれた ではいる がいた にいる にいる にいる にいる にいる にいる にいる にいる	
(十七)	温度ヒューズ装置	設置の状況	る。	温度ヒューズの代わりに針金等で固定されていること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は油脂、埃、塗料等の付着があること。
(十八)		スイッチ類及び表示 灯の状況	る。	スイッチ類に破損が あること又は表示灯 が点灯しないこと。
(十九)		結線接続の状況	目視又は触診により	断線、端子の緩み、脱 落又は損傷等がある こと。
(二十)		接地の状況	回路計、ドライバー 等により確認する。	
( <u></u> = +			常用電源を遮断し、 作動の状況を確認す る。	自動的に予備電源に

( = +	連動機構用	劣化及び損傷の状況	目視により確認す	変形、損傷又は著し
二)	予備電源		る。	い腐食があること。
(二十		容量の状況		容量が不足している
三)			チ等を操作し、目視	こと。
			により確認する。	
$( \bot +$	自動閉鎖装		目視又は触診により	
四)	置		確認する。	こと又は変形、損傷
				若しくは著しい腐食
/ - 1	T 和 BB W/ )上	##. <b>#</b>		があること。
( = +	手動閉鎖装 置	設直の状況		速やかに作動させる
五)	追.			ことができる位置に 設置されていないこ
			り測定する。	設直されていない <u>。</u> と、周囲に障害物が
			り例だりる。	あり操作ができない
				こと、変形、損傷若し
				くは著しい腐食があ
				ること又は打ち破り
				窓のプレートが脱落
				していること。
	総合的な作動の状	防火シャッターの閉	煙感知器、熱煙複合	防火シャッターが正
六)	況	鎖の状況	式感知器若しくは熱	常に閉鎖しないこと
				又は連動制御器の表
			又は温度ヒューズを	
			外し、全ての防火シ	
			ヤッター((二十七)	* '
			の項の点検が行われ るものを除く。) の作	
			動の状況を確認す	
			る。ただし、連動機構	
			用予備電源ごとに、	
			少なくとも一以上の	
			防火シャッターにつ	
			いて、予備電源に切	
			り替えた状態で作動	
			の状況を確認する。	
( = +			当該区画のうち一以	
七)			上を対象として、煙	
			感知器又は熱煙複合	,
			式感知器を作動さ	
		形成の状況	せ、複数の防火シャ	
				が鳴動しないこと又 は防火区画が適切に
			及いての作動による 防火区画の形成の状	
			別人区画の形成の状 況を確認する。	NOBACAUSY - Co
別表第三			NO CEPHO / VO	
111111111111111111111111111111111111111	(い) 検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に) 判定基準
( <b>一</b> )	· , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		目視により確認す	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,

	クロ	周囲状況	品の放置の状況	る。	ることにより耐火ク
	スス				ロススクリーンの閉
	クリ				鎖に支障があるこ
	ーン				と。
( <u></u> )		駆動装置	ローラチェーンの劣	目視、聴診又は触診	腐食があること、異
			化及び損傷の状況	により確認する。	常音があること若し
					くは歯飛びしている
					こと、又はたるみ若
					しくは固着があるこ と。
(三)		カーテン部	M 耐火クロス及び座板	耐火クロススクリー	
(/				ンを閉鎖し、目視に	
			況	より確認する。	
(四)			吊り元の劣化及び損	目視又は触診により	変形、損傷若しくは
			傷並びに固定の状況	確認する。	著しい腐食があるこ
					と又は固定ボルトの
					締め付けが堅固でな
	_				いこと。
(五)		ケース	劣化及び損傷の状況		ケースに外れがある
(- -)	-	エムション	/b/1. T マドセル の小い	る。 ロ知: トル *** **	こと。
(六)		オイドレー	多化及い損傷の状況		まぐさ若しくはガイ ドレールの本体に変
		ルイトレー		る。	アレールの本体に変 形、損傷若しくは著
					ル、頂傷石しては4 しい腐食があること
					又は遮煙材に著しい
					損傷若しくは脱落が
					あること。
(七)	1	危害防止装	危害防止用連動中継	目視により確認す	劣化、損傷又は脱落
		置	器の配線の状況	る。	があること。
(八)			危害防止装置用予備	目視により確認す	変形、損傷又は著し
			電源の劣化及び損傷	る。	い腐食があること。
			の状況		
(九)					容量が不足している
				チ等を操作し、目視	こと。
(1)	-			により確認する。	赤形
(十)					変形、損傷若しくは
			が損傷並いに作動の 状況		著しい腐食があるこ と又は耐火クロスス
			4/\{ <i>1</i> /L		クリーンの降下が停
				降下が停止すること	
				を確認する。	<u> </u>
(+-)	1		 作動の状況		運動エネルギーが十
					ジュールを超えるこ
					と、座板感知部が作
				ストップウォッチ	動してからの停止距
					離が五センチメート
				カーテン部の質量	ルを超えること又は

		ギと部人ンせをりそしりする。 バ火ンはを明知の、明治を スを停尺る かっと シロ閉 ではなりの、鋼測の、リる。 バ火ンと をはなりり止距に 年解ス降認 スス の はなりり止距に ま解ス降認 カー ウェ の がを スス 鎖 の の の の の の の の の の の の の の の の の	運動エネルギーが十 ジュールを超えるこ と又は閉鎖力が百五 十ニュートンを超え ること。
煙複合式感 知器及び熱 感知器	感知の状況	目視により確認する とともに、必要に応 じて鋼製巻尺等によ り測定する。	

1	<b> </b>		川吹戸日笠の十井へ	
			以降に同等の方法で 実施した検査の記録	
			がある場合にあって	
			は、当該記録により	
			確認することで足り	
( [)	)-la-71 /1.1/lan HH		る。	
(十四)			目視により確認す	
		灯の状況	- 0	あること又は表示灯
		A CARLES AND A CAR		が点灯しないこと。
(十五)		結線接続の状況		断線、端子の緩み、脱
			確認する。	落又は損傷等がある
				こと。
(十六)		接地の状況	回路計、ドライバー	
			等により確認する。	
				と。
(十七)			常用電源を遮断し、	
		えの状況	作動の状況を確認す	切り替わらないこ
			る。	と。
(十八)	連動機構用	劣化及び損傷の状況	目視により確認す	変形、損傷又は著し
	予備電源		る。	い腐食があること。
(十九)		容量の状況	予備電源試験スイッ	容量が不足している
			チ等を操作し、目視	こと。
			により確認する。	
(二十)	自動閉鎖装	設置の状況	目視又は触診により	取付けが堅固でない
	置		確認する。	こと又は変形、損傷
				若しくは著しい腐食
				があること。
( = +	手動閉鎖装	設置の状況	目視により確認する	速やかに作動させる
<b>一</b> )	置		とともに、必要に応	ことができる位置に
			じて鋼製巻尺等によ	設置されていないこ
			り測定する。	と、周囲に障害物が
				あり操作ができない
				こと、変形、損傷若し
				くは著しい腐食があ
				ること又は打ち破り
				窓のプレートが脱落
				していること。
( = +	総合的な作動の状	耐火クロススクリー	煙感知器、熱煙複合	耐火クロススクリー
<u> </u>	況	ンの閉鎖の状況	式感知器又は熱感知	ンが正常に閉鎖しな
			器を作動させ、全て	いこと又は連動制御
			の耐火クロススクリ	器の表示灯が点灯し
			ーン ( (二十三) の項	ないこと若しくは音
			の点検が行われるも	
			のを除く。) の作動の	
			状況を確認する。た	
			だし、連動機構用予	
			備電源ごとに、少な	
<u> </u>	j l	<u> </u>		

( <u>_</u> + <u>_</u> =)			防火区画(令第百十 二条第十一項から第 十三項までの規定に よる区画に限る。)の 形成の状況	感知器又は熱煙複合 式感知器を作動させ、複数の耐火クロ ススクリーンの作動 の状況及びその作動	耐火クロススクリー が正常に閉鎖御器 の表示灯がこと又が の表示灯がこと又ない がことででいる がことではない を選びが明めてはない ではでいる。 がはない ではないない
 別表第四				<i>'</i> ⊌ ₀	
加么弗四	(17)	検査項目	(ろ) 検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
()		1			物品が放置されてい
			品の放置の状況	る。	初品が放置されていることによりドレン チャー等の作動に支 障があること。
()			散水ヘッドの設置の 状況	る。	水幕を正常に形成で きない位置に設置さ れていること又は塗 装若しくは異物の付 着等があること。
(三)		開閉弁	開閉弁の状況		変形、損傷又は著し い腐食があること。
(四)				次に掲げるる。にでではのります。にででではのりいるのでは、からにはのりがある。にでではのりがある。といるがのは、のにはがのがある。にでででながらいででがあず、等認いないがあず、等認いではのりがある。状ではのりがある。状ではのりがある。状ではのりがある。	排水が正常に行われ ないこと。
(五)		水源	貯水槽の劣化及び損 傷、水質並びに水量 の状況		変形、損傷若しくは 著しい腐食があるこ と、水質に著しい腐

	1			敗、浮遊物、沈殿物等
				があること又は規定
				の水量が確保されて
				いないこと。
(六)		給水装置の状況	目視により確認す	
	L	20. 04.4769 6B		い腐食があること。
(七)	•			スイッチ類に破損が
	置	ッチ類及び表示灯の 状況	により確認する。	あること、表示灯が
		<b>小</b> 九		点灯しないこと又は スイッチ類が機能し
				ないこと。
(八)		 結線接続の状況	目視又は触診により	断線、端子の緩み、脱
		//H///1901/901/901/901	-	落又は損傷等がある
			, , , , , ,	こと。
(九)		接地の状況	回路計、ドライバー	接地線が接地端子に
			等により確認する。	緊結されていないこ
				と。
(十)		ポンプ及び電動機の	目視又は触診により	回転が円滑でないこ
		状況	確認する。	と、潤滑油等が必要
				量ないこと、装置若
				しくは配管への接続
				に緩みがあること又
				は基礎への取付けが
(+)		加工光水准器用子供	常用電源を遮断し、	堅固でないこと。
			市用電像を遮断し、 作動の状況を確認す	
		状況	る。	と。
(十二)			目視により確認す	
( 1 — )		電源の劣化及び損傷		い腐食があること。
		の状況		
(十三)		加圧送水装置用予備	予備電源試験スイッ	容量が不足している
		電源の容量の状況	チ等を操作し、目視	こと。
			により確認する。	
(十四)				変形、損傷若しくは
		用圧力スイッチ等の	により確認する。	著しい腐食があるこ
		付属装置の状況		と又は正常に作動し
(17) + 3		-n /	H 40 ) = 1. 10 74 = 7 1. 7	ないこと。
	加煙感知器、熱 煙 複 久 式 彰			煙感知器又は熱煙複
機構	煙複合式感 知器及び熱		•	合式感知器にあって は昭和四十八年建設
	和 番 及 い 煮 感知器 ( 火災			省告示第二千五百六
	感知研究の感知用へッ		1 / 124 NL 7 W 0	十三号第一第二号二
	ド等の感知			(2) に掲げる場所
	装置を含			に設けていないこ
	む。)			と。熱感知器にあっ
				ては昭和四十八年建
				設省告示第二千五百

	•	•	•	
				六十三号第一第二号
				ニ (2) (i) 及び
				(ii) に掲げる場所に
				設けていないこと。
(十六)		感知の状況	(二十五) の項又は	適正な時間内に感知
		20.0	(二十六) の項の点	
			検が行われるもの以	=
			外のものを対象とし	
			て、加煙試験器、加熱	
			試験器等により感知	
			の状況を確認する。	
			ただし、前回の検査	
			以降に同等の方法で	
			実施した検査の記録	
			がある場合にあって	
			は、当該記録によりな思い	
			確認することで足り	
	that the pp	, ~\#= .\\\	る。	)
(十七)	制御器			スイッチ類に破損が
		灯の状況	=	あること又は表示灯
				が点灯しないこと。
(十八)		結線接続の状況		断線、端子の緩み、脱
			確認する。	落又は損傷等がある
				こと。
(十九)		接地の状況	回路計、ドライバー	接地線が接地端子に
			等により確認する。	緊結されていないこ
				と。
(二十)		予備電源への切り替	常用電源を遮断し、	自動的に予備電源に
		えの状況	作動の状況を確認す	切り替わらないこ
			る。	と。
( = +	連動機構用	劣化及び損傷の状況	目視により確認す	変形、損傷又は著し
<u> </u>	予備電源			い腐食があること。
( = +	, , , ,	容量の状況		容量が不足している
			チ等を操作し、目視	
,			により確認する。	0
( = +	自動作動装	 設置の状況		 取付けが堅固でない
三)	置置			こと又は変形、損傷
/				若しくは著しい腐食
				があること。
( = +	手 新 作 新 壮	記器の出泊		速やかに作動させる
四)	手動作動装置	以巨ツ水仉		迷べかに作動させる
(백 /	直			ことができる位直に 設置されていないこ
				· ·
			り測定する。	と、周囲に障害物がなるない。
				あり操作ができない
				こと、変形、損傷若し
				くは著しい腐食があ
				ること又は打ち破り

			窓のプレートが脱落 していること。
(二十五)	ドレンチャー等の作 動の状況		ドレンチャー等が正 常に作動しないこと
			又は制御盤の表示灯
		の項の点検が行われ	
		るものを除く。) の作動の状況を確認す	
		動の水流を確認り る。ただし、連動機構	
		用予備電源ごとに、	
		少なくとも一以上の	
		ドレンチャー等につ	
		いて、予備電源に切	
		り替えた状態で作動	
		の状況を確認する。	
		イ 放水区域に放水	
		することができる	
		場合にあっては、	
		煙感知器、熱煙複	
		合式感知器又は熱 感知器を作動させ	
		恐知品を作動させ   て行う方法	
		ロ 放水区域に放水	
		することができな	
		い場合にあって	
		は、放水試験によ	
		る方法	
( = +			ドレンチャー等が正
六)		上を対象として、(二	
			と、制御盤の表示灯
			が点灯しないこと又
	形成の状況		は防火区画が適切に
		チャー等の作動の状	, ,
		況及びその作動によ る防火区画の形成の	
		る的外区画の形成の 状況を確認する。	
		1八元で1性配りる。	

別記第一号(A4) (略)

別記第二号(A4) (略)

別記第三号(A4) (略)

別記第四号(A4) (略) 別添1様式(A3) (略)

別添2様式(A4) (略)

# 定期点横結果報告書

令和 年 月 日

徳島県企業局長 殿

点検業者住所

氏名 印

点検者氏名 印 点検者資格·番号

下記建築物について定期点検した結果は別紙のとおりです。

記

建築物 所在地:

名 称:

用 途:

構造・階数:

点検年月日 令和 年 月 日~令和 年 月 日

## 調査結果表

当該調査に		氏 名	調査者番号
	代表となる調査者		
関与した調 査者	その他の調本者		
H 1	ての他の前重相		

					調査結果		担当
番号		調	査 項 目	指摘なし	要是正	既 存 不適格	担ヨ 調査者 番号
1	敷地及	とび地盤				11,702,10	
(1)	地盤		地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況				
	敷地		敷地内の排水の状況				
. ,	敷地内	1の通路	敷地内の通路の確保の状況				
(4)			有効幅員の確保の状況				
(5)	<del>1</del> 157		敷地内の通路の支障物の状況				
(6)	炿		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況				
(7)			組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の 劣化及び損傷の状況				
	擁壁		擁壁の劣化及び損傷の状況				
(9)	油敛机	の外部	擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況				
	基礎	3009F RIP	基礎の沈下等の状況				
(2)	245 INC		基礎の劣化及び損傷の状況				
	土台	(木造に限る。)	土台の沈下等の状況				
(4)			土台の劣化及び損傷の状況				
(5)	外壁	躯体等	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部 分の防火対策の状況				
(6)			木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(7)			組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(8)			補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損 傷の状況				
(9)			鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外				
(11)		外装仕上げ材等	壁躯体の劣化及び損傷の状況 タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く。)、				
(12)			モルタル等の劣化及び損傷の状況 乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状				
(12)			況				
(13)			金属系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況				
(14)			コンクリート系パネル(帳壁を含む。) の劣化及び損 傷の状況				
(15)		窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況				
(16)			はめ殺し窓のガラスの固定の状況				
(17)		外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況				
(18)	E L T	なび屋根	支持部分等の劣化及び損傷の状況				
	産上の屋上面		屋上面の劣化及び損傷の状況				
		。 引り(屋上面を除く。)	パラペットの立上り面の劣化及び損傷の状況				
(3)	/± 11/1	() (建工圖を)(())	笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況				
(4)			金属笠木の劣化及び損傷の状況				
(5)			排水溝(ドレーンを含む。)の劣化及び損傷の状況				
(6)	屋根	(屋上面を除く。)	屋根の防火対策の状況				
(7)	да пп т		屋根の劣化及び損傷の状況 ************************************				
	機器及	ひて工作物(冷却等設備、広告塔等)	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況				
(9) <b>4</b>	油筑机	の内部	支持部分等の劣化及び損傷の状況				
(1)		のグブロー 令第112条第11項から第13項までに規定する	区画の状況				
(2)		令第112条第1項、第4項、第5項又は第7項か					
(3)	区	令第112条第18項に規定する区画の状況					
(4)	画	防火区画の外周部	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規 定する防火設備の処置の状況				
(5)			令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規				
(6)	壁	躯体等	定する防火設備の劣化及び損傷の状況 木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の				
(7)	の 室		状況 組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷				
	内に		の状況				
(8)	面す		補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分 の躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)	っ る 部		鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷 の状況				
(10)	分		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁 の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(11)		耐火構造の壁又は準耐火構造の壁(防火区					
(12)		画を構成する壁等に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況				
(13)			鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況				

(14)		_			<b>様</b> 八	, -
			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充			
(45)			填等の処理の状況			
(15)		令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び 隔壁	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況			
(16)		****	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況			
(10)		室内に面する部分	至れて囲うる時分の圧工のの維持体工の状化			
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況			
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況			
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床			
, í			躯体の劣化及び損傷の状況			
(20)		耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区	準耐火性能等の確保の状況			
(21)		画を構成する床の限る。)	部材の劣化及び損傷の状況			
(22)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充			
, í			填等の処理の状況			
(23)			室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況			
(24)	井	の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況			
(25)		特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況			
		受備 (防火扉、防火シャッターその他これ	区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況			
(27)	りに変	頁するものに限る。) 又は戸	居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路			
(00)			に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置			
(28)			昭和48年建設省告示第2563号第1第1号ロに規定する 基準への適合の状況			
(00)					_	
(29)			防火扉又は戸の開放方向			ļ
(30)			常閉防火設備等の本体と枠の劣化及び損傷の状況			
(31)			常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況			
(32)			常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放			
(33)			常閉防火扉等の固定の状況			
	照明都	<b>器具、懸垂物等</b>	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況			
(35)			防火設備又は戸の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物			
			等の状況			
(36)	警報記	·····································	警報設備の設置の状況			
						<u> </u>
(37)			警報設備の劣化及び損傷の状況			
				I		
(38)	居室の	0採光及び換気	採光のための開口部の面積の確保の状況	T I		
(39)			採光の妨げとなる物品の放置の状況			
(40)			換気のための開口部の面積の確保の状況	1		
(41)			換気設備の設置の状況	1		
(42)			換気設備の作動の状況	1		
(43)			換気の妨げとなる物品の放置の状況	<del>-  </del>		1
	石綿与	<b>発を添加した建築材料</b>	吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石	<del></del>		1
(11)	H 1911 V	1 E MOSE O TEXESENTE	綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超え			
			るもの(以下「吹付け石綿等」という。)の使用の状			
			況			
(45)			吹付け石綿等の劣化の状況			
(46)			除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措			
			置の実施の状況			
			E *> >CNE *> -VCDC	J		
(47)			囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び			
	####	<b>在設等</b>				
5		<b>施設等</b> 20条第2項に規定する通路	囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び			
<b>5</b> (1)	令第1		囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況			
(1) (2)			囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況			
(1) (2) (3)	令第1 廊下	20条第2項に規定する通路	囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況			
(1) (2) (3) (4)	令第1	20条第2項に規定する通路	囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況 出入口の確保の状況			
(1) (2) (3) (4) (5)	令第1 廊下 出入口	20条第2項に規定する通路 1	囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況 出入口の確保の状況 物品の放置の状況			
(1) (2) (3) (4) (5) (6)	令第1 廊下 出入口 屋上	20条第2項に規定する通路 1 二	囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況 出入口の確保の状況 物品の放置の状況 を出入口の確保の状況 を記入口の確保の状況			
(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7)	令第1 廊下 出入口 屋上	20条第2項に規定する通路 1	囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況 出入口の確保の状況 物品の放置の状況 を上広場の確保の状況 整単上有効なバルコニーの確保の状況			
(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8)	令第1 廊下 出入口 屋上	20条第2項に規定する通路 1 二	囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況 出入口の確保の状況 物品の放置の状況 屋上広場の確保の状況 壁単上有効なバルコニーの確保の状況 手すり等の劣化及び損傷の状況			
(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9)	令第1 廊下 出入口 屋上	20条第2項に規定する通路 1 二	囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況 出入口の確保の状況 物品の放置の状況 屋上広場の確保の状況 摩難上有効なバルコニーの確保の状況 手すり等の劣化及び損傷の状況 物品の放置の状況			
(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)	令第1 廊下 出入口 屋上避難」	20条第2項に規定する通路 コ	囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況 出入口の確保の状況 物品の放置の状況 屋上広場の確保の状況 摩難上有効なバルコニーの確保の状況 手すり等の劣化及び損傷の状況 物品の放置の状況 要難累具の操作性の確保の状況			
(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11)	令第1 廊下 出入口 屋上加 階	20条第2項に規定する通路 1 二	囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況 出入口の確保の状況 物品の放置の状況 屋上広場の確保の状況 墜難上有効なバルコニーの確保の状況 手すり等の劣化及び損傷の状況 物品の放置の状況 地話の放置の状況 複難器具の操作性の確保の状況			
(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12)	令第1 廊下 出入口 屋上避難」	20条第2項に規定する通路 コ	囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況 出入口の確保の状況 物品の放置の状況 屋上広場の確保の状況 墜難上有効なバルコニーの確保の状況 手すり等の劣化及び損傷の状況 物品の放置の状況 遊難器具の操作性の確保の状況 避難器具の操作性の確保の状況 直通階段の設置の状況			
(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13)	令第1 廊下 出入口 屋上加 階	20条第2項に規定する通路 コ	囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況 出入口の確保の状況 物品の放置の状況 屋上広場の確保の状況 菱難上有効なバルコニーの確保の状況 手すり等の劣化及び損傷の状況 整難器具の操作性の確保の状況 避難器具の操作性の確保の状況 直通階段の設置の状況 幅員の確保の状況			
(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14)	令第1 廊下 出入口 屋上加 階	20条第2項に規定する通路 コ	囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況 出入口の確保の状況 物品の放置の状況 屋上広場の確保の状況 整難上有効なバルコニーの確保の状況 手すり等の劣化及び損傷の状況 物品の放置の状況 避難器具の操作性の確保の状況 直通階段の設置の状況 幅員の確保の状況 手すりの設置の状況			
(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15)	令第1 廊下 出入口 屋上加 階	20条第2項に規定する通路 工 工場 上有効なバルコニー 階段	囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況 出入口の確保の状況 物品の放置の状況 屋上広場の確保の状況 整難上有効なバルコニーの確保の状況 手すり等の劣化及び損傷の状況 整難器具の操作性の確保の状況 避難器具の操作性の確保の状況 直通階段の設置の状況 幅員の確保の状況 手すりの設置の状況 幅員の確保の状況			
(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14)	令第1 廊下 出入口 屋上加 階	20条第2項に規定する通路  工  基場  上有効なバルコニー  階段  屋内に設けられた避難階段	囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況 出入口の確保の状況 物品の放置の状況 屋上広場の確保の状況 避難上有効なバルコニーの確保の状況 避難上有効なバルコニーの確保の状況 野難出の放置の状況 避難器具の操作性の確保の状況 直通階段の設置の状況 幅員の確保の状況 手すりの設置の状況 幅員の確保の状況 野難器具の製作性の確保の状況 簡単の設置の状況 を難器具の製作性の確保の状況 を関連なるが表現している。			
(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17)	令第1 廊下 出入口 屋上加 階	20条第2項に規定する通路 工 工場 上有効なバルコニー 階段	囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況 世入口の確保の状況 物品の放置の状況 屋上広場の確保の状況 避難上有効なバルコニーの確保の状況 避難上有効なバルコニーの確保の状況 手すり等の劣化及び損傷の状況 遊難器具の操作性の確保の状況 直通階段の設置の状況 幅員の確保の状況 手すりの設置の状況 軽異の設置の状況 を開身のでは、 を関係の状況 を関係の を関係の を関係の を関係の を関係の を関係の を関係の を関係の			
(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18)	令第1 廊下 出入口 屋上加 階	20条第2項に規定する通路  「  「  「  「  「  「  「  「  「  「  「  「  「	囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況 出入口の確保の状況 物品の放置の状況 屋上広場の確保の状況 整難上有効なバルコニーの確保の状況 手すり等の劣化及び損傷の状況 物品の放置の状況 避難器具の操作性の確保の状況 直通階段の設置の状況 幅員の確保の状況 手すりの設置の状況 「を関係の状況」 を関係の状況 を関係の を関係の を関係の を関係の を関係の を関係の を関係の を関係の			
(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19)	令第1 廊下 出入口 屋上加 階	20条第2項に規定する通路  工  基場  上有効なバルコニー  階段  屋内に設けられた避難階段	囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況 出入口の確保の状況 物品の放置の状況 屋上広場の確保の状況 摩難上有効なバルコニーの確保の状況 手すり等の劣化及び損傷の状況 物品の放置の状況 避難器具の操作性の確保の状況 直通階段の設置の状況 幅員の確保の状況 手すりの設置の状況 幅員の確保の状況 野島の設置の状況 を発音の対況 を関係の設置の状況 を関係の設置の状況 を関係の設置の状況 を関係の設置の状況 を関係の設置の状況 を関係の設置の状況 を関係の変更の状況 を関係の変更の状況 を関係の変更の状況 を関係の変更の状況 を関係の変更の状況 を関係の変更の状況 を関係の変更の状況 を関係のでは、 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を			
(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20)	令第1 廊下 出入口 屋上加 階	20条第2項に規定する通路  「  「  「  「  「  「  「  「  「  「  「  「  「	囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況 出入口の確保の状況 物品の放置の状況 屋上広場の確保の状況 藤難上有効なバルコニーの確保の状況 手すり等の劣化及び損傷の状況 物品の放置の状況 避難器具の操作性の確保の状況 直通階段の設置の状況 幅員の確保の状況 手すりの設置の状況 幅員の確保の状況 手すりの設置の状況 を動品の放置の状況 を動品の放置の状況 を動品の放置の状況 を動品の放置の状況 を動品の放置の状況 を動品の放置の状況 を動品の放置の状況 を動品の放置の状況 を動品の放置の状況 を動品の放置の状況 を動品の放置の状況 を動品の放置の状況 を動品の放置の状況 を動品の放置の状況 を動品の放置の状況 を動品の放置の状況 を動品の方と及び損傷の状況 を表のの劣化及び損傷の状況 を表のの劣化及び損傷の状況 を表のの劣化及び損傷の状況 を表のの劣化及び損傷の状況 を表の方と及び損傷の状況 を表の方と及び間の防火区画の確保の状況 関放性の確保の状況 がルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況 付室等の排煙設備の設置の状況			
(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21)	令第1 廊下 出入口 屋上加 階	20条第2項に規定する通路  「  「  「  「  「  「  「  「  「  「  「  「  「	囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況 出入口の確保の状況 物品の放置の状況 屋上広場の確保の状況 摩難上有効なバルコニーの確保の状況 手すり等の劣化及び損傷の状況 遊難器具の操作性の確保の状況 遊難器具の操作性の確保の状況 直通階段の設置の状況 幅員の確保の状況 手すりの設置の状況 を動品の放置の状況 を動品の放置の状況 を関係の設置の状況 を関係の設置の状況 を関係の設置の状況 を関係の設置の状況 を関係の設置の状況 を関係の設置の状況 を関係の変更の状況 を関係の変更の状況 を関係の変更の状況 を関係の変更の状況 を関係の変更の状況 を関係の変更の状況 を関係の変更の状況 を関係のでのでは、 にないないで、 にないでは、 にないでは、 にないでは、 にないでは、 にないでは、 にないでは、 にないでは、 にないでは、 にないないでは、 にないないない。 にないないないないないないないないないないないないないないないない。 にないないないないないないないないないないないないないないないないないないない			
(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20)	令第1 廊下 出入口 屋上加 階	20条第2項に規定する通路  「  「  「  「  「  「  「  「  「  「  「  「  「	囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況 出入口の確保の状況 物品の放置の状況 屋上広場の確保の状況 藤難上有効なバルコニーの確保の状況 手すり等の劣化及び損傷の状況 物品の放置の状況 避難器具の操作性の確保の状況 直通階段の設置の状況 幅員の確保の状況 手すりの設置の状況 幅員の確保の状況 手すりの設置の状況 を動品の放置の状況 を動品の放置の状況 を動品の放置の状況 を動品の放置の状況 を動品の放置の状況 を動品の放置の状況 を動品の放置の状況 を動品の放置の状況 を動品の放置の状況 を動品の放置の状況 を動品の放置の状況 を動品の放置の状況 を動品の放置の状況 を動品の放置の状況 を動品の放置の状況 を動品の放置の状況 を動品の方と及び損傷の状況 を表のの劣化及び損傷の状況 を表のの劣化及び損傷の状況 を表のの劣化及び損傷の状況 を表のの劣化及び損傷の状況 を表の方と及び損傷の状況 を表の方と及び間の防火区画の確保の状況 関放性の確保の状況 がルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況 付室等の排煙設備の設置の状況			
(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21)	令第1 廊下 出入口 屋上加 階	20条第2項に規定する通路  「  「  「  「  「  「  「  「  「  「  「  「  「	囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況 出入口の確保の状況 物品の放置の状況 屋上広場の確保の状況 摩難上有効なバルコニーの確保の状況 手すり等の劣化及び損傷の状況 遊難器具の操作性の確保の状況 遊難器具の操作性の確保の状況 直通階段の設置の状況 幅員の確保の状況 手すりの設置の状況 を動品の放置の状況 を動品の放置の状況 を関係の設置の状況 を関係の設置の状況 を関係の設置の状況 を関係の設置の状況 を関係の設置の状況 を関係の設置の状況 を関係の変更の状況 を関係の変更の状況 を関係の変更の状況 を関係の変更の状況 を関係の変更の状況 を関係の変更の状況 を関係の変更の状況 を関係のでのでは、 にないないで、 にないでは、 にないでは、 にないでは、 にないでは、 にないでは、 にないでは、 にないでは、 にないでは、 にないないでは、 にないないない。 にないないないないないないないないないないないないないないないない。 にないないないないないないないないないないないないないないないないないないない			
(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22)	令廊 出 屋避 階段	20条第2項に規定する通路  「  「  「  「  「  「  「  「  「  「  「  「  「	囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況 出入口の確保の状況 物品の放置の状況 屋上広場の確保の状況 摩難上有効なバルコニーの確保の状況 手すり等の劣化及び損傷の状況 遊難器具の操作性の確保の状況 直通階段の設置の状況 幅員の確保の状況 手すりの設置の状況 幅員の確保の状況 野世の設置の状況 幅員の確保の状況 を動品の放置の状況 を動品の放置の状況 関連を多の対しない。 を対している。 関連を表している。 関本の表にのは、 関放性の確保の状況 関放性の確保の状況 関放性の確保の状況 関放性の確保の状況 関放性の確保の状況 関放性の確保の状況 同立に関係との間の防火区画の確保の状況 関放性の確保の状況 対心コニー又は付室の構造及び面積の確保の状況 付室等の排煙設備の設置の状況 付室等の排煙設備のた動の状況			
(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23)	令廊 出 屋避 階段 排煙	20条第2項に規定する通路	囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況 出入口の確保の状況 物品の放置の状況 屋上広場の確保の状況 摩難上有効なバルコニーの確保の状況 手すり等の劣化及び損傷の状況 遊難器具の操作性の確保の状況 直通階段の設置の状況 幅員の確保の状況 手すりの設置の状況 幅員の確保の状況 を動品の放置の状況 を動品の放置の状況 を動品の放置の状況 を動態であるが、 を動態であるが、 を動場であるが、 を動場であるが、 を動場であるが、 を動場である。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、			
(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24)	令廊 出 屋避 階段 排煙設	20条第2項に規定する通路	囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況 出入口の確保の状況 物品の放置の状況 屋上広場の確保の状況 屋上広場の確保の状況 摩難上有効なバルコニーの確保の状況 手すり等の劣化及び損傷の状況 砂品の放置の状況 避難器具の操作性の確保の状況 直通階段の設置の状況 幅員の確保の状況 手すりの設置の状況 物品の放置の状況 下りの設置の状況 階段各部の劣化及び損傷の状況 階段室の構造の確保の状況 階段室の構造の確保の状況 層内と階段との間の防火区画の確保の状況 所及性の確保の状況 所が止コニー又は付室の構造及び面積の確保の状況 バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況 付室等の排煙設備の設置の状況 付室等の排煙設備の設置の状況 付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況 物品の放置の状況			
(1) (2) (3) (4) (5) (6) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25)	令廊 出 屋避 階段 排煙	20条第2項に規定する通路	囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況 出入口の確保の状況 物品の放置の状況 屋上広場の確保の状況 屋上広場の確保の状況 摩難上有効なバルコニーの確保の状況 手すり等の劣化及び損傷の状況 随通階段の設置の状況 幅員の確保の状況 手すりの設置の状況 幅員の確保の状況 手すりの設置の状況 を動品の放置の状況 を動品の放置の状況 を動品の放置の状況 を動品の放置の状況 を動品の放置の状況 でしている。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、			
(1) (2) (3) (4) (5) (6) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26)	令廊 出 屋避 階段 排煙設	20条第2項に規定する通路	囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況 出入口の確保の状況 物品の放置の状況 屋上広場の確保の状況 屋上広場の確保の状況 藤難上有効なバルコニーの確保の状況 手すり等の劣化及び損傷の状況 随難器具の操作性の確保の状況 直通階段の設置の状況 幅員の確保の状況 手すりの設置の状況 物品の放置の状況 下りの設置の状況 を発育の労化及び損傷の状況 を発育の労化及び損傷の状況 階段室の構造の確保の状況 屋内と階段との間の防火区画の確保の状況 開放性の確保の状況 バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況 バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況 付室等の排煙設備の設置の状況 付室等の排煙設備の設置の状況 付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況 物品の放置の状況 防煙区画の設置の状況 防煙区画の設置の状況			
(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27)	令廊 出 屋避 階段 排煙設	20条第2項に規定する通路	囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況 幅員の確保の状況 物品の放置の状況 出入口の確保の状況 整難上有効なバルコニーの確保の状況 要難上有効なバルコニーの確保の状況 手すり等の劣化及び損傷の状況 避難器具の操作性の確保の状況 直通階段の設置の状況 幅員の確保の状況 手すりの設置の状況 「動品の放置の状況 を発音の発しない。 「を発音の表別である。 「ないして、では、できる窓の状況 を表別では、できる窓の状況 を表別では、できる窓の状況 を表別では、できる窓の状況 を表別では、できる窓の状況 を表別である。 できるの状況 では、できる窓の状況 を表別である。 できる窓の状況 を表別である。 できる窓の状況 を表別できるの表別できる窓の状況 を表別できる窓の状況 を表別できる窓の状況 を表別できる窓の状況 を表別できる窓の状況 を表別できる窓の状況 を表別できるの表別できる窓の状況 を表別できるの表別できる窓の状況 を表別できるの表別できるの表別できる。 を表別できるの表別できるの表別できる。 を表別できるの表別できる。 を表別できるの表別できる。 を表別できるのまできる。 を表別できるのまできる。 を表別できるのまできる。 を表別できるの表別できる。 を表別できるの表別できるの表別できる。 を表別できるの表別できるの表別できるの表別できる。 を表別できるの表別できるの表別できる。 を表別できるの表別できるの表別できる。 を表別できるの表別できる。 を表別できるの表別できる。 を表別できるの表別できるの表別できる。 を表別できるの表別できる。 を表別できるの表別できる。 を表別できるのまできる。 を表別できるの表別できる。 を表別できるの表別できる。 を表別できるの表別できる。 を表別できるの表別できる。 を表別できるの表別できる。 を表別できるの表別できる。 を表別できるのまできる。 を表別できるのまできる。 を表別できるのまできる。 を表別できるのまできる。 を表別できるのまできる。 を表別できるのまできる。 を表別できるのまできる。 を表別できるのまできる。 を表別できる。 を			

(30)	そ	非常用の進入口等		非常用の進入口等の設置の特	<b>犬況</b>		<b> </b>	
(31)	の			非常用の進入口等の維持保全	全の状況			
(32)	他	非常用エレベーター		乗降ロビーの構造及び面積の	の確保の状況			
(33)	の設			乗降ロビー等の排煙設備の記	<b>受置の状況</b>			
(34)	備			乗降ロビー等の排煙設備の作	作動の状況			
(35)	等			乗降ロビーの付室の外気に	向かって開くことができる			
	٠,			窓の状況				
(36)				物品の放置の状況				
(37)				非常用エレベーターの作動の	の状況			
(38)		非常用の照明装置		非常用の照明装置の設置の状	犬況			
(39)				非常用の照明装置の作動の状	犬況			
(40)				照明の妨げとなる物品の放置	置の状況			
6	その	也				-		
(1)	等特	膜構造建築物の膜体、耳	<b></b> 取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び	び損傷の状況			
(2)	殊			膜張力及びケーブル張力の状	犬況			
(3)	な	免震構造建築物の免震局	層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状	犬沢(免震装置が可視状態			
( )	告			にある場合に限る。)				
(4)				上部構造の可動の状況				
(5)	避雷詞			避雷針、避雷導線等の劣化及				
(6)	煙突	建築物に設ける煙突		煙突本体及び建築物との接合			<b></b>	
(7)	矢	^ ktr = 0 0 kt ktr = +T ktr = 1	に担いでえばみ	付帯金物の劣化及び損傷の物				
(8)		令第138条第1項第1号	に掲げる煙矢	煙突本体の劣化及び損傷の物			<b></b>	
(9)	L #7 1	<u> </u> 以外の調査項目		付帯金物の劣化及び損傷の物	大况			
7	上配	以外の調査項目						
							<del>                                     </del>	
マのは	1確認	<b>車</b> 佰			<u>_</u>			
		<sub>事頃</sub> 3項の規定による検査を9	西十 3 陆 ル 記 儘 の 3	与無				
□有		3項の規定による恢重を3 階) □無	会 4 公 例 2 0 0 1 2 0 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	7 <del>///</del>				
特記事		10000000000000000000000000000000000000						
	⇒块							改善(予
番号		調査項目	指指	節の具体的内容等	改善策の具体	的内容等	ļ	定)年月
								/2/ 1/1
							-	
<del>                                     </del>								

- この書類は、特殊建築物等ごとに作成してください。 1
- こり目標は10月の経典がマンにロアルン・トロール。 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。 「当該調査に関与した調査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の2様式第一面3欄に記入した調査者について記入し、 3 「調査者番号」欄 に調査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は削除して構い
- 4
- (5)
- きせん 該当しない調査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当調査者番号」欄までを取消線で抹消してください。 「調査結果」欄は、別表第1 (い) 欄に掲げる各調査項目ごとに記入してください。 「調査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第1(い)欄に掲げる調査項目について(は)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入 (6) してください。
- (7) 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に〇印を記入してください。
- 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認され たときは、〇印を記入してください。
- 「担当調査者番号」欄は、「調査に関与した調査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の調査を行った調 査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- 7「上記以外の調査項目」欄は、第2の規定により特定行政庁が調査項目を追加したときに、特定行政庁が追加した調査項目を追加し、⑤から⑧に準じて調査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、7は削除して構いません。
- ⑪ 「その他確認事項」は、法第12条第3項の規定による検査を要する随時閉鎖又は作動ができる防火設備の設置の有無を確認し、該当するチェッ クボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、当該防火設備が設置されている階を記入してください
- 「特記事項」は、調査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する調査項 目の番号、調査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入 「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改 し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を ( )書きで記入してください。
- ◎ 配置図及び各階平面図を別添1の様式に従い添付し、指摘(特記すべき事項を含む) のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してくださ
- ⑭ 要是正とされた調査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付してくだ さい。

(換気設備)

		氏 名	検査者番号
当該検査に関与し た検査者	代表となる検査者		
	その他の松木老		
	その他の検査者		

	要是正摘し	下	担食番号
1 法第28条第2項又は第3項に基づき換気股備が設けられた居室(換気股備を設けるべき調理室等を除く。) (1) 機破機気設置 機械換気設備(中央 機械換気設備(中央 開放された給気 ロ及び排気 ロの前本等の防止措置の状況 (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (8) (9) (7) (8) (8) (9) (7) (8) (8) (9) (7) (8) (8) (9) (7) (8) (8) (7) (8) (8) (9) (7) (8) (8) (9) (7) (8) (8) (8) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9	百惆	既存	
1 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。) (1) 機械換気設 機械換気設備(中央 管理方式の空気調料 設備を含む。)の外 総			<b>金田 中央 日本 </b>
(1) 機械換気設 機械換気設備(中央 管理方式の空気調和 設備を含む。)の外 観 を含む。)の外 観 を含む。)の外 観 を含む。)の外 観 を居室の給気口及び排気口の取付けの状況 (			
(2) (3) (4) (4) (5) (6) (7) (8) (8) (7) (8) (8) (7) (8) (8) (7) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8			
(2)			
3			
(4) (5) (6) (6) (7) (8) (7) (8) (8) (9) (特域政策会報管工程 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)			
(5) (6) (6) (7) (8) (8) (9) (9) (10) (10) (10) (10) (10) (11) (11) (12) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (21) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (26) (27) (27) (28) (28) (29) (29) (20) (21) (21) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (26) (27) (27) (28) (29) (29) (20) (21) (21) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (26) (27) (27) (28) (29) (29) (20) (21) (21) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (27) (28) (29) (29) (20) (21) (21) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (27) (28) (29) (29) (29) (20) (21) (21) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (27) (28) (29) (29) (29) (20) (21) (21) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (27) (28) (29) (29) (29) (29) (20) (21) (21) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (27) (28) (29) (29) (29) (29) (20) (21) (21) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (27) (28) (29) (29) (29) (29) (20) (21) (21) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (27) (27) (28) (29) (29) (29) (20) (21) (21) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (27) (28) (29) (29) (29) (29) (20) (21) (21) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (27) (28) (28) (29) (29) (29) (20) (21) (21) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (27) (28) (29) (29) (29) (20) (21) (21) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (27) (27) (28) (28) (29) (29) (29) (20) (21) (21) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (27) (28) (28) (29) (29) (29) (20) (21) (21) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (27) (28) (28) (29) (29) (29) (20) (21) (21) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (27) (28) (28) (29) (29) (29) (20) (21) (21) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (27) (28) (28) (29) (29) (29) (20) (21) (21) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (27) (28) (28) (29) (29) (29) (20) (21) (21) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (27) (27) (28) (29) (29) (29) (20) (21) (21) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (27) (28) (28) (29) (29) (29) (29) (20) (21) (21) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (27) (28) (28) (29) (29) (29) (29) (29) (29) (29) (29			
風道の材質   総人機械換気設備 (中央管理方式の空気調和設備を含む。)の性能   中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況   中央管理方式の空気調和設備の主要   世央管理室における制御及び作動状態の監視の状況   中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況   空気調和設備の主要   機器及び配管の外観   空気調和設備の設置の状況   空気調和設備の設置の状況   空気調和設備の運転の状況   空気の温器の点検口   冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離   各居室の温度   各居室の温度   各居室の温度   各居室の高速位   各居室の一酸化炭素含有率   各居室の一酸化炭素含有率   各居室の一酸化炭素含有率   各居室の一酸化炭素含有率   各居室の一酸化炭素含有率   各居室の一酸化炭素含有率   各居室の一种化炭素含有率   各居室の一种化炭素含有率   各居室の一种化炭素含有率   全居室の一种化炭素含有率   全居室の一种化炭素含有率   全居室の一种化炭素含有率   全居室の一种化炭素含有率   全居室の一种化炭素含和率   全居室の一种、持て、持て、持て、持て、持て、持て、対、対、対、対、対、対、対、対、対、対、対			
(7) (8) (9) 機械換気設備 (中央 管理方式の空気調和 設備を含む。)の性 能 中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況 中央管理方式の空気調和 設備を含む。)の性 能 中央管理方式の空気調 機器及び配管の外観 空気調和設備の主要 式の空気調 機器及び配管の外観 空気調和設備の運転の状況 空気調和設備の運転の状況 空気調和設備の運転の状況 空気調和設備の運転の状況 空気調和設備の運転の状況 空気調和設備の値の部分との離隔距離 を居室の経度 各居室の浮遊粉じん量 各居室の呼遊粉じん量 各居室の一酸化炭素含有率 各居室の気流 排気筒、排気フード及び煙突の大きさ 給気口、給気筒、排気コート及び煙突の大き 給気口、結気筒、排気コートの位置 給気口、結気筒、排気コートの位置 給気口、結気筒、排気コートの位置 給気口、結気筒、排気コートの位置 経気口、結気筒、排気コートの位置 経気口、結気筒、排気コートの位置 経気口、結気筒、排気コートの位置 経気口、結気筒、排気コートの位置 経気口、結気筒、排気コートの位置 経気口、結気筒、排気コートの位置 経気口、結気筒、排気コートの位置 経気ので煙突の防熱の状況 押気筒及び煙突の下熱の状況 (密閉型燃焼器具の煙突を除く。)			
(8) (9) 機械検気設備 (中央 管理方式の空気調和 設備を含む。)の性 能 中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況 中央管理方式の空気調和設備の主要 式の空気調			
(10) 機械換気設備(中央 管理方式の空気調和 設備を含む。)の性 中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況 中央管理方 空気調和設備の主要 空気調和設備の配置の状況 空気調和設備の変配の状況 空気調和設備ので配管の多化及び損傷の状況 空気調和設備の運転の状況 空気調和設備の運転の状況 空気調和設備の運転の状況 空気調和設備の運転の状況 空気調和設備の運転の状況 空気調和設備の運転の状況 空気調和設備の運転の状況 空気調和設備の運転の状況 空気の過程の運転の状況 空気の過程の運転の状況 空気調和設備の性能 各居室の温度 各居室の相対湿度 各居室の一酸化炭素含有率 各居室の一般化炭素含有率 各居室の一般化炭素含有率 各居室の一般化炭素含有率 各居室の一般化炭素含有率 各居室の一般化炭素含有率 各居室の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の			
(10) 管理方式の空気調和 設備を含む。)の性能 中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況 中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況 空気調和設備の主要 空気調和設備の設置の状況 空気調和設備の設置の状況 空気調和設備の設置の状況 空気調和設備の設置の状況 空気調和設備の設置の状況 空気調和設備の可能の変化及び損傷の状況 空気の過器の点検口   冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離   各居室の温度   各居室の温度   各居室の通度   各居室の一酸化炭素含有率   各居室の一般大炭素含有率   各居室の一般大炭素含素含有率   各居室の一般大炭素含有率   各居室の一般大炭素含素含素含素含素含素含素含素含素含素含素含素含素含素含素含素含素含素含素含			
(10) おりから では できます。 の性 能			
(11) 中央管理方 (12) 式の空気調 (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (21) (21) (22) (23) (24) (25) (24) (25) (25) (26) (27) (27) (27) (27) (27) (27) (27) (27			
(11) 中央管理方 (12) 式の空気調 和設備			
(12) 式の空気調 機器及び配管の外観 空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況 空気調和設備の運転の状況 空気調和設備の運転の状況 空気の過器の点検口 冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離 空気調和設備の性能 各居室の温度 各居室の相対湿度 各居室の一酸化炭素含有率 各居室の一酸化炭素含有率 各居室の一酸化炭素含有率 各居室の一酸化炭素含有率 各居室の一酸化炭素含有率 各居室の大波 横気設 排気筒、排気フード及び煙突の材質 (2) 備及び機械 排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況 給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の下きさ 給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の下きさ 給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の改置の状況 排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離 煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況 便突の先端の立ち上がりの状況 (密閉型燃焼器具の煙突を除く。)			
(13) (14) (15) (16) (15) (16) (16) (17) (18) (19) (20) (20) (20) (21) (20) (21) (20) (21) (20) (21) (20) (21) (20) (21) (20) (21) (20) (21) (20) (21) (20) (21) (21) (22) (22) (23) (24) (25) (25) (25) (25) (25) (25) (25) (25			
(14) (15) (16) (16) (17) (18) (19) (20) (20) (21) (20) (21) (20) (4) (4) (5) (6) (6) (6) (7) (7) (8) (7) (8) (9) 自然換気設 (7) (8) (9) 自然換気設 (7) (8) (9) 自然換気設 (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (7) (8) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7			
(15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (20) (21) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2			
(16) (17) (18) (19) (20) (20) (21) (20) (21) (20) (21) (20) (21) (21) (20) (21) (21) (21) (21) (21) (21) (21) (21			
(17) (18) (19) (20) (21) (21) (21) (22) (21) (23) (24) (25) (26) (27) (27) (28) (29) (29) (29) (20) (21) (20) (21) (21) (2) (21) (2) (2) (3) (4) (4) (5) (6) (6) (7) (6) (7) (8) (7) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8			
(18) (19) (20) (21) (21) (21) (21) (22) (21) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (27) (28) (27) (28) (29) (29) (27) (29) (27) (27) (28) (29) (29) (20) (21) (20) (21) (20) (21) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (27) (28) (29) (29) (29) (20) (20) (21) (20) (21) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (27) (28) (29) (29) (20) (21) (20) (21) (21) (22) (23) (24) (25) (25) (26) (27) (27) (28) (29) (29) (21) (20) (21) (21) (22) (23) (24) (25) (25) (26) (27) (27) (28) (29) (21) (20) (21) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (27) (27) (28) (29) (21) (21) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (27) (27) (27) (28) (29) (21) (21) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (27) (27) (27) (28) (29) (21) (21) (21) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (27) (27) (27) (27) (28) (27) (28) (28) (29) (21) (21) (21) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (27) (27) (27) (28) (27) (28) (29) (21) (21) (27) (28) (28) (28) (28) (28) (28) (28) (28			
(19) (20) 名居室の一酸化炭素含有率 名居室の二酸化炭素含有率 名居室の二酸化炭素含有率 名居室の気流			
各居室の二酸化炭素含有率   各居室の三酸化炭素含有率   各居室の気流   名居室の気流   名居室の気流   名居室の気流   名居室の気流   名居室の気流   名			
(21) 各居室の気流  2 換気設備を設けるべき調理室等  (1) 自然換気設 排気筒、排気フード及び煙突の材質 (2) 備及び機械 排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況 (3) 換気設備 (4) 給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ 給気口、給気筒、排気ロ、排気に、排気では変のできる (5) 給気口、給気筒、排気ので排気のでで変のででででででででででででででででででででででででででででで			
2   換気設備を設けるべき調理室等			
(1) 自然換気設			
(2) 備及び機械 (3) 換気設備 (4) 給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ 給気口、給気筒、排気口、が損気管、排気フード及び煙突の大きさ 給気口、排気口及び排気フードの位置 給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況 排気筒及び煙突の断熱の状況 (7) 排気筒及び煙突の断熱の状況 (8) 煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況 (9) 自然換気設 煙突の先端の立ち上がりの状況(密閉型燃焼器具の煙突を除く。)			
(3) 換気設備			
(4) 総気口、排気口及び排気プードの位置 (5) 総気口、綿気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況 (6) 排気筒及び煙突の断熱の状況 (7) 排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離 煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況 (9) 自然換気設 煙突の先端の立ち上がりの状況(密閉型燃焼器具の煙突を除く。)			
(5) 給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況 (6) 排気筒及び煙突の断熱の状況 (7) 排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離 (8) 煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況 (9) 自然換気設 煙突の先端の立ち上がりの状況(密閉型燃焼器具の煙突を除く。)			
(6) 排気筒及び煙突の断熱の状況 (7) 排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離 (8) 煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況 (9) 自然換気設 煙突の先端の立ち上がりの状況(密閉型燃焼器具の煙突を除く。)			
(7) 排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離 (8) 煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況 (9) 自然換気設 煙突の先端の立ち上がりの状況(密閉型燃焼器具の煙突を除く。)			
(8) 煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況 (9) 自然換気設 煙突の先端の立ち上がりの状況(密閉型燃焼器具の煙突を除く。)		_	
(9) 自然換気設 煙突の先端の立ち上がりの状況 (密閉型燃焼器具の煙突を除く。)		_	
(10) 機械換気設 煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器等の設置の状況			
(11) 備 換気扇による換気の状況			
(12) 給気機又は排気機の設置の状況			
(13) 機械換気設備の換気量			
3  法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室			
(1) 防火ダン 防火ダンパーの設置の状況			
(2) パー等(外 防火ダンパーの取付けの状況			
(3) 壁の開口部 防火ダンパーの作動の状況			
(4) で延焼のお 防火ダンパーの劣化及び損傷の状況			
(5)   でれのの名   防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無			
の人グラストの温度とユース			
(7) (イン) (お外区画の負通措直の状況			
(8) 連動型的欠タンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置			
(9) 連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況			
4 上記以外の検査項目等		1	
<del>                                     </del>			
			<u> </u>
特記事項 ──── <b>────────────────────────────────</b>			小羊 /マ
番号 検査項目等 指摘の具体的内容等 改善策の具体	本的内容等		改善(予 定)年月
			た/ 牛月
l			
l			

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。 ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の6様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の6様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に 検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いま せん。
- ④ 検査対象建築物に換気設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
- ⑤ 該当しない検査項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑥ 「検査結果」欄は、別表第一(ろ)欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第一(ろ)欄に掲げる検査事項について同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ① 1(10)「各居室の換気量)」については、法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)の換気状況評価表(別表1)を添付してください。
- ⑫ 2(13)「機械換気設備の換気量」については、換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表(別表2)を添付してください。
- ③ 4「上記以外の検査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を 記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑥から⑨に 準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、4は削除して構いません。
- ④ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目 等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改 善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入 し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を())書きで記入してください。
- ⑤ 要是正とされた検査項目等(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

(非常用の照明装置)

		氏 名	検査者番号
当該検査に関与し た検査者	代表となる検査者		
	その他の絵本者		
	その他の検査者		

	検査結果					1=		
			N +		41-1-4-	要是正		担当
番号			検査項目等		指摘 なし		既存	検査者 番号
					なし		不適格	田力
	照明器具	Ittera et al.			1	1	1	
		使用電球、ランプ等	N Ver					
	明器具	照明器具の取付けの						
	电池内 <b>成形</b> 0 予備電源	<b>ノ歯电心、电源別旦形</b> 予備電源への扭扶う	<b>の蓄電池及び自家用発電装置</b> 及び器具の点灯の状況並びに予備電源の性能					
	照度	照度の状況	文U·奋兵仍总别 仍从优亚UNC J·加电源仍住能					
	分電盤	非常用電源分岐回路の	の表示の状況					
	配線		貫通措置の状況(隠蔽部分及び埋設部分を除く。	)				
		の蓄電池及び自家用発		,				
(1)	配線	照明器具の取付状況	及び配線の接続の状況(隠蔽部分及び埋設部分を	を除く。)				
(2)		電気回路の接続の状況	兄					
(3)			びボックス内に限る。)の耐熱処理の状況					
(4)			の照明器具間の耐熱配線処理の状況(隠蔽部分)	及び埋設部分を除				
	Ian ## II n/z	く。)	4.31.0mm - カロ共立の小田					
	切替回路		也設備への切替えの状況 発電装置併用の場合の切替えの状況					
(6) <b>4</b>	電池内蔵形の							
		ク目 电心 充電ランプの点灯の料	<b>犬</b> 況					
	電ランプ							
(2)		誘導灯及び非常用照り	明兼用器具の専用回路の確保の状況					
5	電源別置形の	の蓄電池						
(1)	蓄電池	蓄電池等の状況	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況					
(2)			蓄電池室の換気の状況					
(3)			蓄電池の設置の状況					
(4)		蓄電池の性能	電圧					
(5)			電解液比重					
(6)		<b>充電器</b>	電解液の温度 充電器室の防火区画等の貫通措置の状況					
(7)		兀电奋	元电器至の防穴区画寺の貝迪指直の状况 キュービクルの取付けの状況					
	自家用発電物	 生 <del>間</del>	イユ こグルの取目のの状況					
			自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	1				
	装置	状況	発電機の発電容量					
(3)			発電機及び原動機の状況					
(4)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況					
(5)			始動用の空気槽の圧力					
(6)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状	況				
(7)			燃料及び冷却水の漏洩の状況					
(8)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況					
(9)			自家用発電装置の取付けの状況	10 m 1 7 48 A 1 2 178				
(10)			自家用発電機室の給排気の状況(屋内に設置さ	えい しい る 場合 に 限				
(11) (12)			接地線の接続の状況 絶縁抵抗					
(13)		自家用発電装置の性						
(14)		能	始動の状況					
(15)			運転の状況					
(16)			排気の状況					
(17)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等	5の補機類の作動の状況				
7	上記以外の根	<b>全項目等</b>			1	1	1	
特記事	耳							
		A			<b>-</b> :			改善(予
番号	村	食査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の	具体的内	谷等		定)年月

- この書類は、建築物ごとに作成してください。 (1)
- (2)
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の6様式第二面12欄に記入した検査者について記入し、 (3) 欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除し て構いません。
- ④ 検査対象建築物に非常用の照明装置がない場合は、この様式は省略して構いません。
- 該当しない検査項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- 「検査結果」欄は、別表第三(ろ)欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。
- 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第三(ろ)欄に掲げる検査事項について同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印  $\overline{(7)}$ を記入してください。
- (8) 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認さ 9
- れたときは、〇印を記入してください。 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行っ た検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- 2(2)「照度」については、非常用の照明装置の照度測定表(別表4)を添付してください。
- 7「上記以外の検査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方 法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑥から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、7は削除して構いません。
- 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査 項目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該 年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を ( ) 書きで記入してください。
- ⑭ 要是正とされた検査項目等(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してく ださい。

(給水設備及び排水設備)

		氏 名	検査者番号
コ欧沃耳に因うし	代表となる検査者		
た検査者	その他の検査者		
た民皇日			

						検査結果	Į	+0.1/
			W +		114 14	要是正		担当
番号			検査項目等		指摘	X / L II	m 方	検査者
					なし		既存	番号
	At .dut	- W. 15 1.55 M.					不適格	
	飲料用の配管							
(1)	飲料用配管及	配管の取付けの状況						
(2)	び排水配管	配管の腐食及び漏水の	0状況					
(=/	/ NO 共力 / N 77	配管が貫通する箇所の						ł
(3)	ィド4円 ∋几 ☆7 /\ ナ。							
(4)	除く。)	継手類の取付けの状況	₹					
(5)	(本人。)	保温措置の状況						
		防火区画等の貫通措置	4.00年初					
(6)			<b>1</b> 9/1/1/1/1					
(7)		配管の支持金物						
(8)		飲料水系統配管の汚り	と防止措置の状況					
(9)		止水弁の設置の状況						
		17 77 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12						
(10)		ウォーターハンマーの						
(11)		給湯管及び膨張管の認	2置の状況					
2	飲料水の配管	設備						
		給水タンク等の設置の	V#50					
(1)	以作用 り 和 小	和小グング 寺の故画の	7.6.7.					
(2)	グング及い灯	給水タンク等の通気管	ぎ、水抜き管、オーバーフロー管等の設置の状	:況				
	<b>ルグマク (以</b>	給水タンク等の腐食						
(3)	1 . 1/11/1/ ~							
(4)	ク等」とい	給水用圧力タンクの多	<b>文全装置の状况</b>					Ī
(5)	う。)並びに	給水ポンプの運転の料	<b></b>					
								<b></b>
(6)		給水タンク及ポンプ等	身の取付けの状况					Ī
(7)		給水タンク等の内部の	0状況					
								<del>                                     </del>
			Bを除く。) の取付けの状況					
(9)	塚ホンフを含	ガス湯沸器の取付けの	2状況					
(10)	む。)	給湯設備の腐食及び湯	<b>粛水の状況</b>					
	Liti . An. Mb							
	排水設備							
(1)	排水槽	排水槽のマンホールの	つ大きさ					
(2)		排水槽の通気の状況						
(3)		排水漏れの状況						
			l Ne					
(4)		排水ポンプの設置の料						
(5)		排水ポンプの運転の特	<b></b>					
(6)		地下街の非常用の排え	く設備の処理能力及び予備電源の状況					
	排水再利用配		Second Control of March 1988					
(1)	が外のでは、からない。	無用水の用述	U. >=					
(8)	官政佣(甲爪	雑用水給水栓の表示の	O状况					
(9)	道を含む。)	配管の標識等						
(10)		雑用水タンク、ポンプ	プ等の設置の状況					
			1 OKEOWA					
(11)		消毒装置						
		衛生器具の取付けの特	<b></b>					
(13)	の排水ト	排水トラップの取付に	けの状況					
	他 ラップ							
(14)		阻集器の構造、機能が	が設置の状況					i e
(15)	配水管	公共下水道等への接続	だり小び					
(16)		雨水排水立て管の接続	売の状況 こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう おおり おおり こうしゅう こうしゅう しゅうしゅう しゅう					
(17)		排水の状況						
(18)		掃除口の取付けの状況	<b>⋥</b>					
(19)		雨水系統との接続の場	八亿					
(20)	L	間接排水の状況				<u> </u>		
(21)	通気管	通気開口部の状況						
(22)		通気管の状況						
	L STINI H A MA							
4	上記以外の検	<b>登</b>						
#± =¬ →								
特記事	∮埧							
番号	姶	査項目等	指摘の具体的内容等	改善等の	具体的内	灾笙		改善(予
田力	12	且次口寸	田間の共体的内谷寺	<b>以</b> 日来 <b>以</b>	ניונ מידון דיכ	ъ. л		定)年月
								Ī
				<del> </del>				
								Ī
								Ī

- この書類は、建築物ごとに作成してください。 1
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の6様式第二面16欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄 (3) に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構 いません
- ④ 検査対象建築物に給水設備及び排水設備がない場合は、この様式は省略して構いません。⑤ 該当しない検査項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- 「検査結果」欄は、別表第四(ろ)欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。
- 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第四(ろ)欄に掲げる検査事項について同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を 7 記入してください。
- 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に〇印を記入してください。
- 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認され たときは、〇印を記入してください。
- 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った
- 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項 目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及
- ⑬ 要是正とされた検査項目等(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してくだ さい。

(防火扉)

		氏 名	検査者番号
当該検査に関与した	代表となる検査者		
検査者	その他の検査者		
	ての他の検査者		

					検査結果	Į	担当	
番号	検	査 項 目	検査事項	指摘	要是正	既存	検査者	
				なし		不適格	番号	
(1)		設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況					
(2)	防火扉	扉、枠及び金物	扉の取付けの状況					
(3)	19J J C 19F	AFT THAT WE THE	扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況					
(4)		危害防止装置	作動の状況					
(5)		煙感知器、熱煙複合式	設置位置					
(6)		感知器及び熱感知器	感知の状況					
(7)		温度ヒューズ装置	設置の状況					
(8)			スイッチ類及び表示灯の状況					
(9)		連動制御器	結線接続の状況					
	連動機構	連動機構	V 292.1121 E.I. BB	接地の状況				
(11)			予備電源への切り替えの状況					
(12)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況					
(13)		产	容量の状況					
(14)		自動閉鎖装置	設置の状況					
(15)		日期初與衣트	再ロック防止機構の作動の状況					
(16)	総合的な作動の	の状況	防火扉の閉鎖の状況					
(17)		> VV	防火区画の形成の状況					
上記以	<b>人外の検査項目</b>					ī		
特記事	項							
番号		検査項目	指摘の具体的内容等				改善(予 定)年月	
							<u> </u>	

- この書類は、建築物ごとに作成してください。 1
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入 「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1 人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してくださ⑤ 「検査結果」欄は、別表 (い) 欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表 (い) 欄に掲げる検査項目について同表 (ろ) 欄に掲げる検査事項のいず
- れかが同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に〇印を記入してください。
- (7) 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているもの であることが確認されたときは、○印を記入してください。
- 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防 火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追 加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の 方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入して ください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場 合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容 を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を 記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善 (予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、防火扉の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所 を明記してください。なお、別添1の様式は別記第二号、別記第三号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき 事項を合わせて記載することとして構いません。
- 要是正とされた検査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様 式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

(防火シャッター)

		氏 名	検査者番号
当該検査に関与した	代表となる検査者		
検査者	その他の絵本書		
	ての他の快宜有		

				検査結果			+0 1/			
番号	焓	査 項 目	検査事項	指摘	要是正		担当 検査者			
ш 7	18	<u> </u>	1大旦デベ	なし		既 存 不適格	番号			
(1)		設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況							
(2)			軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び							
(0)			開閉機の取付けの状況※							
(3)			スプロケットの設置の状況※ 軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプ							
(4)		駆動装置	<del>ロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況    ロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況      </del>							
			※							
(5)			ローラチェーン又はワイヤーロープの劣化及							
			び損傷の状況							
(6)	防火シャッ	カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況							
(7)	ター		吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況							
(8)		ケース	劣化及び損傷の状況							
(9)		まぐさ及びガイドレー	劣化及び損傷の状況							
(10)		ル	左京は、日本私力が明っ町佐っ小河							
(10)			危害防止用連動中継器の配線の状況							
(11)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状 況							
(12)		危害防止装置	危害防止装置用予備電源の容量の状況							
(13)						座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況				
(14)			作動の状況							
(15)		煙感知器、熱煙複合式								
(16)		感知器及び熱感知器	感知の状況							
(17)		温度ヒューズ装置	設置の状況							
(18)			スイッチ類及び表示灯の状況							
(19)			結線接続の状況							
(20)	連動機構	連動制御器	接地の状況							
(21)			予備電源への切り替えの状況							
(22)	, 中野 164 # 田 M 154 # 15	劣化及び損傷の状況								
(23)		連動機構用予備電源	容量の状況							
(24)		自動閉鎖装置	設置の状況							
(25)		手動閉鎖装置	設置の状況							
(26)		N44VI	防火シャッターの閉鎖の状況							
(27)	総合的な作動の	ソ状況	防火区画の形成の状況							
上記以	外の検査項目				•		•			
			_							
特記事	耳									
番号		検査項目	指摘の具体的内容等				改善(予			
							定) 年月			

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。 ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入 し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1 人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

- ④ 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してくださ ⑤ 「検査結果」欄は、別表(い)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。 ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表(い)欄に掲げる検査項目について同表(ろ)欄に掲げる検査事項のいず れかが同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に〇印を記入してください。
- 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。

- ⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防 火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑩ ※欄は、日常的に開閉するものについてのみ記入してください。
- ① 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- ② 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を())書きで記入してください。
- ③ 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、防火シャッターの設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第一号、別記第三号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- ④ 要是正とされた検査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

# 建 物 履 歴 等 (ヒアリング) 票

1.	増築、改築、用途変更等の経過
	昭和・平成       年       月       日       概要(       )         昭和・平成       年       月       日       概要(       )
2.	関連図書の整備状況
	計画通知書 □:有り(□:各階平面図有り) □:無し 竣工図 □:有り □:無し
3.	定期点検の実施状況(前回の点検)
	建築物の定期点検 □:実施(平成 年 月 日) □:未実施 建築設備の定期点検 □:実施(平成 年 月 日) □:未実施 昇降機の定期点検 □:実施(平成 年 月 日) □:未実施 日:実施(平成 年 月 日) □:未実施
4.	防火設備の作動点検状況
	防火扉の作動点検 □:実施(平成 年 月 日) □:未実施 □:対象外 防火シャッター等の作動点検 □:実施(平成 年 月 日) □:未実施 □:対象外
5.	事故、異常等の発生状況
	発覚日 昭和・平成 年 月 日 概要(       )
6.	その他特記事項

別添 1 様式 (A 3)	点検結果図
注)配置図及び各階平面図を添付し、指摘のあった箇所(特記すべき事項を含む)や撮影した写真の位置等を明記する。	すること。

# 関係写真

部位	番号	点検項目		点検結果	
b)lv				□要是正	□その他
			特記事項		
写真貼付		·			
	T	T			
部位	番号	点検項目		点検結果	
				□要是正	□その他
			特記事項		
			}		
写真貼付					
		写真貼付	····		
	320,7411				
			}		
					·

- ① この書類は、点検の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③「部位」欄の「番号」、「点検項目」は、それぞれ別記様式の番号、点検項目に対応したものを記入してください。
- ④「点検結果」欄は、点検の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。